

平成 20 検査事務年度検査基本方針

I. はじめに

金融庁においては、金融システムの安定や利用者保護の徹底はもとより、我が国金融・資本市場の競争力強化に向けた活動を積極的に行うとともに、透明で信頼される金融行政の確立を目指した取組を鋭意進めている。

昨事務年度の金融検査においては、金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）の趣旨を踏まえ、リスクの複雑化・多様化等への対応を検査重点事項として掲げるとともに、メリハリある検査の実施や全面施行された金融検査評定制度の適切な運用等の各種施策を進めてきたところである。

本事務年度においては、ベター・レギュレーションの考え方を財務局も含めた検査部局全体に一層浸透・定着させることが最重要課題となっている。

そのため、今般改定した検査マニュアル前文に則った取組を推進する（Ⅱ）とともに、昨事務年度の検査運営や金融機関を取り巻く現下の情勢等を踏まえた重点的な検証課題に取り組む（Ⅲ）こととする。

II. 検査運営の基本的な考え方

(1) 重要なリスクに焦点をあてたメリハリある検査

個別金融機関の業務内容や市場動向等に関する重要度の高い情報を入手し、リスクの所在を的確に分析することにより、経営上重要なリスクに焦点をあてたメリハリある検証に努める。そのために、バックオフィス機能の充実や監督部局等との効果的な連携を図る。

その上で、金融機関の規模・特性等を踏まえ、金融機関の検査負担の軽減を図りながら、以下のような検査運営を進める。

- ・ 主要行担当主任検査官の複数年担当制（日本版 Examiner in Charge）の下、主要行についての深度ある分析・検証
- ・ 主要行・地域金融機関、保険会社等へのターゲット検査の積極的活用
- ・ 小規模で業務が限定されている金融機関（小規模な外国銀行支店や職域・業域信用組合）への簡易検査の導入

(2) 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明

金融機関との間で問題点を改善する方向性について認識を共有できるよう、双方向の議論による深度ある原因分析・解明に努める。例えば、経営管理について、金融機関の掲げる戦略目標と内部管理基本方針等の整合性に関して問題が認められれば、その原因を分析・解明していく。

(3) 問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の把握

金融機関の内部管理態勢の改善・向上につながる適切な取組を評価する一方、検査時点における問題点等の静的な実態のみならず、態勢整備の進捗状況など動的な実態についても十分検証する。

なお、本年1月に全面施行された金融検査評価制度については、評価を受けた金融機関が自主的・持続的に経営改善に取り組むための指針としての有効性を高めるため、制度等の運用のあり方も含め不断の見直しを行う。

(4) 指摘や評価根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化

指摘事項や評価に関する対話・議論に際しては、その根拠を具体的かつ論理的に示すとともに、経営上重要な事項に焦点を絞った指摘に努める。あわせて、より高い評価段階に到達するために改善すべき事項を、検査結果通知において明確に示すよう努める。

また、金融検査指摘事例集の充実を通じて、改善すべき事項の有無や内容の検討に際して参考となりうる情報を金融機関へ積極的に提供する。

(5) 検証結果に対する真の理解（「納得感」）

上記(2)～(4)に述べた事項に留意しながら検証を進めるとともに、経営陣との対話、実務者レベルにおける双方向の議論を更に充実することを通じて、「検証結果に対する金融機関の真の理解（「納得感」）」を得るよう努め、金融機関の経営改善に向けた取組を促す。

なお、オンサイト検査モニターについては、検査に対する金融機関の率直な意見を聴取する有益な機会であることから、クロスモニター（財務局の検査実施先に対する本庁モニターの実施等）の拡充を含め原則全件実施する。こうしたモニター等の結果については、検査部局の更なる検証プロセス等の改善に活用する。

(6) 検査の実効性の向上

検査部局と監督部局・証券取引等監視委員会との間、及び金融庁と財務局との間で情報共有を含め一層緊密な連携を図る。また、財務局も含めた人材育成の観点から、金融庁・財務局による共同研修やクロス検査（金融庁検査への財務局検査官の参加等）を推進するとともに、外部の専門性の高い人材（システム、市場リスクの専門家等）を積極的に任用するなど、検査能力の向上に取り組む。

Ⅲ. 検査重点事項

金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境が大きく変化する中、金融機関においては、全体の収益目標およびそれに向けたリスクテイクや人的・物的資源配分の戦略等を明確にした戦略目標を定め、それを踏まえた適切なリスク管理を行うことが強く求められている。

このため、金融機関の経営陣においては、一層自らの経営管理（ガバナンス）態勢の整備を図る必要があるが、検査においては、金融機関が戦略目標に即した適切な法令等遵守態勢及びリスク管理態勢を整備しているか、金融機関全体を貫く経営管理（ガバナンス）態勢が有効に機能しているかに注目して検証する。特に、以下の事項については、重点を置いて深度ある検証を行う。

なお、以下の事項は 20 年 8 月時点の検査重点事項であり、金融機関を取り巻く情勢等を踏まえ、必要に応じて随時見直すこととする。

（1）各種貸出・金融商品の実態に応じた適切なリスク管理態勢の構築

金融機関においては、各種貸出・金融商品に内在するリスクを的確に把握するとともに、その変化を機動的にモニタリングする必要性が益々高まっている。そのため、金融機関が市場動向等を注視し、必要に応じてストレステスト等を有効に活用しつつ、リスクを的確に把握し、適切なリスク管理や資産負債管理（ALM）を行っているか検証する。

持株会社については、個々のグループ会社では対応が困難なグループ体制特有のリスクを含め、グループ全体が抱える各種リスクを統合的に管理しているか検証する。

① 各種貸出・金融商品の審査・管理態勢の整備

シンジケートローンや証券化スキームに対する貸出など複数の主体が関与する形態の貸出が増加する中、的確な情報把握や審査・リスク管理が行われない場合には、スキームに参画する関係者全体に影響を及ぼす可能性がある。また、クレジットデリバティブ商品、仕組商品への投資やファンド出資といったオルタナティブ投資については、リスク特性が複雑でその内容が見えにくいことから、複数のリスクカテゴリー（信用・市場・流動性）に亘る適切な管理（複線的リスク管理）が行われない場合には、想定以上の損失が生じる可能性がある。

こうした観点から、シンジケートローンや証券化スキームに対する貸出などの大口貸出や複雑な形態の貸出について、その実態やリスク特性を十分に分析・把握しているか検証する。住宅ローン等については、金利動向を踏まえた適切なリスク管理を行っているか、外部データ・モデルを活用した融資については、これらに過度に依存せず、自らの融資ポートフォリオの特性に照らした活用方法を検討しているか、オルタナティブ投資については、リスク特性を十分に踏まえた管理を行っているか検証する。

② バーゼルⅡを踏まえた対応

サブプライムローン問題の発生を一つの契機とし、金融機関においてリスク状況の的確な把握や適切なリスク管理態勢を構築するためのツールとして、強靱性の更なる改善に向けた強化が必要との議論はあるものの、改めてバーゼルⅡの有効性が注目されている。

こうした状況を踏まえ、内部格付手法を採用している金融機関に対しては、データの蓄積・検証体制や運用など、内部格付制度の信頼性・客観性を自主的・継続的に確保しうる有効なプロセスが構築されているかについて検証する。

また、各金融機関において、自らの抱えるリスクの規模・特性等に応じて、銀行勘定の金利リスクを含めた主要なリスクを把握・管理するとともに、各種リスク情報を適切に開示しているかについても検証する。

(2) 国際的に業務展開する金融機関の管理態勢の整備

金融のグローバル化が加速する中、我が国金融機関も大手を中心に、新たな収益機会の確保や収益基盤の強化に向け、海外業務を積極的に拡大させている状況にある。したがって、それを支えるリスク管理態勢を適切に構築することは、我が国金融機関の国際競争力の強化に資すると考えられる。

こうした観点から、海外業務が国内業務とは異なる規制・業務環境下にあることも踏まえつつ、反マネーロンダリング態勢の整備も含め、十分な情報収集及びリスク把握を行っているか検証する。なお、そうした検証の際には、欧米及びアジアの海外当局との間で、従来以上に深度ある連携を行っていくこととする。

また、今般の金融商品取引法等の改正では、国際競争力の確保等の観点から、内部管理態勢の強化を前提に業務範囲の拡大を可能としており、金融機関の自主的な取組が求められている。こうした状況を踏まえ、我が国の市場で活動する金融コングロマリットに対する検査にあたっては、顧客情報の取扱いなどに関して適切な内部管理態勢の整備を進めているかといった点にも留意し、必要に応じ証券取引等監視委員会と適切に連携を図る。

(3) 顧客保護の推進・利用者利便の向上への対応

各金融機関では、利用者利便の向上の観点から、様々な金融サービスの導入・改善に努めている。昨年全面施行された金融商品取引法等においても、金融機関にそうした金融サービスの提供を促すための制度的手当てが施されたところである。

金融機関が多様で質の高い金融サービスを提供するためには、顧客情報の管理、優越的地位の濫用や利益相反の防止等の基本的な顧客保護の取組を推進すると同時に、より積極的な利用者利便向上に向けた態勢整備が求められている。

① 顧客保護推進・利用者利便向上に向けた態勢整備

金融商品の複雑化や金融サービスの多様化が進む中で、利用者の金融機関や商品・サービスに対する目線・ニーズは益々高まってきている。

リスク性商品の販売等に当たっては、リスクの所在を的確に説明することが求められるが、検査においては、金融機関が、金融商品取引法等の本来の趣旨に則り、それぞれの顧客の知識、経験、理解度等を十分に踏まえ、柔軟性をもった顧客対応を行っているか、実質的な面に着目する。また、顧客に対して時間的・手続き的に過大な負担をかけていないかといった点についても十分留意する。

また、保険会社については、不払い問題等の再発防止に向けた改善対応が的確に行われているか深度ある検証を行うとともに、預金取扱金融機関を含め、勧誘時から契約終了時までのプロセスを通じて真に顧客ニーズに応える情報提供や顧客対応を行う態勢整備に努めているか検証・評価する。

② 相談・苦情等への適時適切な対応に向けた態勢整備

顧客からの信認を確保するとともに、顧客ニーズを業務運営に生かしていく上で、相談・苦情等に対する主体的で適時適切な対応は極めて重要である。こうした観点から、相談・苦情等の原因分析、再発防止策の策定・周知、その実施状況のフォローアップが適切に行われているか等、相談・苦情等の解決に向けた取組状況を検証する。

③ 適正かつ安全な金融取引等の確保

顧客保護の推進には、適正かつ安全な金融取引等の確保が必要不可欠である。こうした観点から、反マネーロンダリングへの対応として、関係機関とも緊密に連携し反社会的勢力に関する情報を収集・分析するなど、反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢の整備に努めているか検証する。

また、いわゆる振り込め詐欺救済法の施行も踏まえ、例えば、不正の疑いが強い取引が行われた場合に口座凍結措置を実施するようなシステム面での対応を行うなど、預金口座の不正利用による被害防止のために必要な措置を講じているか検証する。

さらに、近年、偽造・盗難キャッシュカードによる被害が多発していることや、インターネットバンキングに関する金融犯罪が増加していることを踏まえ、本人認証情報の保護対策を含め、情報セキュリティ対策の向上に向けた態勢整備の状況について検証する。

④ システムリスクの適切な管理

金融機関のシステムは業務運営の根幹をなすインフラであり、システムの高度化・複雑化に伴い、システム障害の発生による顧客取引への影響は益々大きなものとなっている。そのため、システムの更改・統合等に際して、顧客利便に悪影響を及ぼすことのないよう、適切にプロジェクト管理や業務委託先の管理を行っているか、顧客や決済システム等に大きな影響・障害を与えるようなリスク事象を内包するシステム及び業務・事務を網羅的に洗い出し徹底したテスト・リハーサル等を行うことで発生防止措置を講じているか検証する。また、万一システム障害が発生した場合に備え、実効的なコンティンジェンシープランが策定されているか等を検証する。

なお、近時、経営効率化にとどまらず、個人や法人顧客へのより質の高い情報・サービス提供のための業務インフラとして、IT が広く活用されつつある。IT の活用が金融機関経営に与える影響に鑑み、その有効性等についても検証・評価する。

(4) 円滑な中小企業・地域金融に向けた対応

我が国経済の基盤を支える中小企業に対する円滑な金融は、金融機関の最も重要な役割の一つである。原油・原材料価格の高騰等により、中小企業をめぐる環境が厳しさを増す中、特に、地域経済における拠点としての役割も担う地域銀行、信用金庫、信用組合などの地域金融機関には、自らの責任と判断により適切かつ積極的にリスクテイクを行うとともに、それにふさわしい適切なリスク管理態勢を整備することを通じて、地域における金融仲介機能を積極的に発揮していくことが強く期待されている。

金融庁においても、「成長力強化への早期実施策」に沿って、中小企業金融の円滑化や地域産業の再生の観点から、様々な施策に取り組んでいるところである。検査にあたっては、こうした取組も踏まえ、金融機関において、適切なリスク管理をベースとして、中小企業の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が構築されているか検証する。

① 円滑な金融仲介への対応

金融機関による中小企業への融資の判断・評価に際しては、中小企業の経営・財務面の特性等を十分に踏まえた適切な実態把握を行うことが重要である。こうした観点から、エンドユーザーである中小企業の経営者等に対し、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の周知・広報を更に徹底し、中小企業の資金調達面での活用を支援する。

また、金融機関の中小企業への資金供給に向けた態勢整備の検証に際しては、同マニュアル別冊の趣旨を踏まえた融資態勢となっているかどうかを重視し、中小企業に対する金融仲介機能の十全なる発揮を促す。その際特に、融資先の赤字や債務超過、貸出条件の変更といった事実のみで判断するのではなく、経営・財務の特性等を十分に踏まえた上で融資判断・リスク管理を行っているかに注目する。あわせて、不動産担保や個人保証に過度に依存せずに事業価値を見極める融資手法など、中小企業に適した資金供給手法の取組事例については、積極的に評価し、金融検査評定にも明確に反映させる。

② 中小企業の事業再生等への対応

地域金融機関は、中小企業の事業再生や地域再生の取組に際して中核的な役割を發揮することが期待されている。これまでも、地域金融機関が、関係先と連携し、経営改善計画の策定を通じた継続的な経営指導等に取り組み、大きな効果を挙げている事例が見られる。また、本年3月の金融検査マニュアルの改訂により、十分な資本的性質を有する劣後ローン等の借入金を債務者区分の判定において資本とみなすなど、対象企業の資本強化を通じた経営安定を図るためのツールも逐次整備されてきている。

このような地域金融機関の取組や経営安定を図るためのツールの活用を促進する観点から、中小企業の事業再生等に向けた取組実態を検証し、優れた取組や創意工夫については、金融検査指摘事例集により広く周知を図るとともに、検査において積極的に評価し、金融検査評定にも明確に反映させる。

IV. 検査に当たっての留意事項

- ・ 企業会計基準委員会は、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（以下、「時価算定 Q&A」）を公表し、実際の売買事例が極めて少ない金融資産や、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産の時価は、基本的に、経営陣の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額によると明示している。

金融機関による有価証券の自己査定を検証に当たっては、時価算定 Q&A に留意する。
(20 年 9 月末決算を対象とした検査より実施する。)

また、今後、時価算定 Q&A のほか、新たに会計基準の明確化等が図られた場合には、それにも留意して検証する。

(以上)

平成20検査事務年度検査基本計画

		実施予定数	(参考)19検査事務年度	
			実施予定数	実施件数
	銀 行	95	90	97
	信用金庫・信用組合	175	180	176
	労働金庫、信農・漁連	15	15	14
預金等受入金融機関計		285	285	287
保 險 会 社		20	15	16
	貸 金 業 者	120	160	156
	前払式証票発行者	155	165	171
	そ の 他	10	20	17
その他の金融機関計		285	345	344

(注1) 上記検査実施予定数は見込みであり、実施件数は変動することがあり得る。

(注2) 銀行持株会社は銀行に、保険持株会社は保険会社に含めている。

平成20検査事務年度における検査計画及びその実績

		計画	実績
	銀行	95	104
	信用金庫・信用組合	175	168
	労働金庫、信農・漁連	15	13
預金等受入金融機関計		285	285
保険会社		20	19
	貸金業者	120	121
	前払式証票発行者	155	154
	その他	10	6
その他の金融機関計		285	281

(注) 銀行持株会社は銀行に、保険持株会社は保険会社を含めている。

(平成21年6月30日現在)

【主要行】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友銀行	21. 4. 6.	21. 4. 20.		
住友信託銀行	21. 5. 26.	21. 6. 4.		
中央三井信託銀行	21. 4. 14.	21. 5. 11.		
みずほ銀行	21. 5. 7.	21. 5. 25.		
みずほコーポレート銀行	21. 2. 5.	21. 2. 23.	21. 6. 26.	
みずほ信託銀行	21. 4. 14.	21. 5. 11.		
三菱東京UFJ銀行	21. 2. 5.	21. 2. 23.	21. 6. 23.	
三菱UFJ信託銀行	21. 5. 7.	21. 5. 21.	21. 6. 23.	
りそな銀行	21. 4. 6.	21. 4. 20.	21. 6. 29.	

【地方銀行】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
北海道銀行	21. 4. 13.	21. 5. 12.	21. 6. 19.	
みちのく銀行	21. 4. 13.	21. 5. 11.	21. 6. 18.	
七十七銀行	21. 4. 13.	21. 5. 11.	21. 6. 22.	
山形銀行	21. 4. 13.	21. 5. 11.	21. 6. 22.	
八十二銀行	21. 4. 13.	21. 5. 12.	21. 6. 17.	
常陽銀行	21. 4. 13.	21. 5. 12.	21. 6. 19.	
埼玉りそな銀行	21. 4. 13.	21. 5. 12.	21. 6. 22.	
琉球銀行	21. 4. 13.	21. 5. 8.	21. 6. 18.	
山陰合同銀行	21. 4. 14.	21. 5. 11.	21. 6. 18.	
中国銀行	21. 4. 14.	21. 5. 11.	21. 6. 18.	
筑邦銀行	21. 4. 14.	21. 5. 12.	21. 6. 12.	
近畿大阪銀行	21. 4. 15.	21. 5. 11.	21. 6. 19.	
大分銀行	21. 4. 21.	21. 5. 14.	21. 6. 12.	
三重銀行	21. 4. 22.	21. 5. 14.	21. 6. 16.	
大垣共立銀行	21. 4. 22.	21. 5. 14.	21. 6. 15.	
北陸銀行	21. 5. 11.	21. 5. 22.	21. 6. 19.	

【第二地方銀行】

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
も み じ 銀 行	21. 4. 14.	21. 5. 11.	21. 6. 18.	
長 崎 銀 行	21. 4. 14.	21. 5. 12.	21. 6. 12.	
徳 島 銀 行	21. 4. 15.	21. 5. 12.	21. 6. 19.	
関 西 ア ー バ ン 銀 行	21. 4. 15.	21. 5. 11.	21. 6. 24.	
宮 崎 太 陽 銀 行	21. 4. 21.	21. 5. 14.	21. 6. 12.	
東 和 銀 行	21. 5. 25.	21. 6. 8.		

(注1) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照)

(注2) 主要行9行に対して、集中検査を実施した。

一方、地域金融機関等については、21年4月以降、地域銀行22先、信用金庫・信用組合等27先に対して実施した通常検査の中で、主要行の集中検査と同様の金融円滑化の検証項目について検証を行った。

【信用金庫】

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
銚子信用金庫	21. 4. 2.	21. 4. 20.	21. 6. 10.	
気仙沼信用金庫	21. 4. 10.	21. 5. 11.	21. 6. 9.	
伊達信用金庫	21. 4. 13.	21. 5. 12.	21. 6. 11.	
北星信用金庫	21. 4. 13.	21. 5. 12.	21. 6. 11.	
しまなみ信用金庫	21. 4. 14.	21. 5. 11.	21. 6. 11.	
佐賀信用金庫	21. 4. 14.	21. 5. 12.	21. 6. 9.	
大阪信用金庫	21. 4. 15.	21. 5. 11.	21. 6. 19.	
尼崎信用金庫	21. 4. 15.	21. 5. 11.	21. 6. 19.	
但馬信用金庫	21. 4. 15.	21. 5. 11.	21. 6. 11.	
奈良信用金庫	21. 4. 15.	21. 5. 11.	21. 6. 11.	
新宮信用金庫	21. 4. 15.	21. 5. 11.	21. 6. 11.	
高知信用金庫	21. 4. 15.	21. 5. 12.	21. 6. 11.	
鹿児島相互信用金庫	21. 4. 21.	21. 5. 14.	21. 6. 12.	
島田信用金庫	21. 4. 22.	21. 5. 14.	21. 6. 11.	
八幡信用金庫	21. 5. 7.	21. 5. 21.	21. 6. 16.	
砺波信用金庫	21. 5. 11.	21. 5. 25.	21. 6. 19.	
北陸信用金庫	21. 5. 11.	21. 5. 25.	21. 6. 30.	
高崎信用金庫	21. 5. 21.	21. 6. 8.		

【信用組合】

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
石巻商工信用組合	21. 4. 2.	21. 4. 20.	21. 5. 26.	
半原信用組合	21. 4. 2.	21. 4. 20.	21. 6. 5.	
神奈川県歯科医師信用組合	21. 4. 21.	21. 5. 13.	21. 6. 11.	
愛知県中央信用組合	21. 5. 7.	21. 5. 21.	21. 6. 16.	
ミレ信用組合	21. 5. 11.	21. 5. 20.	21. 6. 17.	
中央商銀信用組合	21. 5. 19.	21. 6. 11.		
杜陵信用組合	21. 6. 3.	21. 6. 15.	21. 6. 23.	

【信用農業協同組合連合会】

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
茨城県信用農業協同組合連合会	21. 5. 21.	21. 6. 8.	21. 6. 23.	
埼玉県信用農業協同組合連合会	21. 5. 21.	21. 6. 8.	21. 6. 22.	

(注1) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照)

(注2) 主要行9行に対して、集中検査を実施した。

一方、地域金融機関等については、21年4月以降、地域銀行22先、信用金庫・信用組合等27先に対して実施した通常検査の中で、主要行の集中検査と同様の金融円滑化の検証項目について検証を行った。

(平成21年6月30日現在)

(本邦金融機関等)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ソニーフィナンシャルホールディングス	20. 8. 18.	20. 9. 1.	20. 10. 17.	20. 12. 12.
ソニー生命	20. 8. 18.	20. 9. 1.	20. 10. 17.	20. 12. 12.
ソニー損害	20. 8. 18.	20. 9. 1.	20. 10. 10.	20. 12. 2.
ソニー銀行	20. 8. 18.	20. 9. 1.	20. 10. 10.	20. 12. 2.

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ふくおかフィナンシャルグループ	20. 8. 19.	20. 9. 10.	20. 10. 17.	20. 11. 17.
福岡銀行	20. 8. 19.	20. 9. 10.	20. 10. 17.	20. 11. 17.
熊本ファミリー銀行	20. 8. 19.	20. 9. 10.	20. 10. 17.	20. 11. 17.

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
富士火災海上	21. 1. 26.	21. 2. 10.	21. 3. 19.	21. 6. 17.
富士生命	21. 1. 28.	21. 2. 10.	21. 3. 11.	21. 6. 2.

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
明治安田生命	21. 3. 3.	21. 3. 23.	21. 6. 23.	
明治安田損害	21. 4. 17.	21. 5. 11.	21. 6. 23.	

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
損害保険ジャパン	20. 10. 31.	20. 11. 20.	21. 2. 5.	21. 4. 28.
セゾン自動車火災	20. 10. 31.	20. 11. 20.	21. 1. 16.	21. 3. 23.

(外国金融機関等)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ステート・ストリート信託銀行	21. 4. 17.	21. 5. 12.	21. 6. 15.	
ステート・ストリート銀行東京支店	21. 4. 17.	21. 5. 12.	21. 6. 19.	

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。
(立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照)

金融機関等名	検査区分/方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友フィナンシャルグループ (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 -	20. 8. 18. -	必要に応じて随時立入 -		- -
三井住友銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	20. 8. 18.	必要に応じて随時立入		-
	部分	20. 10. 31.	20. 11. 20.	21. 2. 3.	21. 4. 28.
	部分	21. 4. 6.	21. 4. 20.		

金融機関等名	検査区分/方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
みずほフィナンシャルグループ (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 -	20. 8. 18. -	必要に応じて随時立入 -		- -
みずほ銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	20. 8. 18.	必要に応じて随時立入		-
	部分	20. 8. 18.	20. 9. 3.	20. 11. 14.	21. 2. 23.
	部分	21. 5. 7.	21. 5. 25.		
みずほコーポレート銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	20. 8. 18.	必要に応じて随時立入		-
	部分	21. 2. 5.	21. 2. 23.	21. 6. 26.	
みずほ信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	20. 8. 18.	必要に応じて随時立入		-
	部分	21. 4. 14.	21. 5. 11.		

金融機関等名	検査区分/方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三菱UFJフィナンシャル・グループ (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 -	20. 8. 18. -	必要に応じて随時立入 -		- -
三菱東京UFJ銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	20. 8. 18.	必要に応じて随時立入		-
	部分	21. 2. 5.	21. 2. 23.	21. 6. 23.	
三菱UFJ信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	20. 8. 18.	必要に応じて随時立入		-
	部分	20. 10. 28.	20. 11. 18.	21. 1. 21.	21. 4. 1.
	部分	21. 5. 7.	21. 5. 21.	21. 6. 23.	

金融機関等名	検査区分/方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
りそなホールディングス (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 -	20. 8. 18. 20. 8. 18.	必要に応じて随時立入 -		- -
りそな銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	20. 8. 18.	必要に応じて随時立入		-
	部分	20. 8. 18.	20. 9. 3.	20. 10. 31.	21. 1. 27.
	部分	21. 4. 6.	21. 4. 20.	21. 6. 29.	

金融機関等名	検査区分／方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
住友信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 部 分	20. 8. 18. 21. 5. 26.	必要に応じて随時立入 21. 6. 4.		-

金融機関等名	検査区分／方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
中央三井トラスト・ホールディングス (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 -	20. 8. 18. -	必要に応じて随時立入 -		- -
中央三井信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 部 分 部 分	20. 8. 18. 20. 11. 13. 21. 4. 14.	必要に応じて随時立入 20. 12. 1. 21. 2. 3. 21. 5. 11.		- 21. 4. 23.

(注1)一年を通じて同一の主要行グループ内の金融機関を継続的かつ専断的に検査する通年・専断検査の枠組みの中で主要行に対して実施した主な検査実施状況を内訳のとおり表記している。

(注2)三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほコーポレート銀行については、本店の検査実施と併せて海外拠点に対する実態把握を行っている。

(注)当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照)

資料18-1-6 システム統合リスク検査実施状況

(平成21年6月30日現在)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ふくおかフィナンシャルグループ	20. 8. 19.	20. 9. 10.	20. 10. 17.	20. 11. 17.
福岡銀行	20. 8. 19.	20. 9. 10.	20. 10. 17.	20. 11. 17.
熊本ファミリー銀行	20. 8. 19.	20. 9. 10.	20. 10. 17.	20. 11. 17.

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ゆうちょ銀行(注1)	20. 8. 19.	20. 9. 9.	20. 11. 25.	20. 12. 8.

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照)

(注1) システムの一部については平成20年11月5日に結果通知済み

資料18-1-7 銀行等に対する検査の実施状況

銀行持株会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

(平成21年6月30日現在)

金融機関等名	検査方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友 フィナンシャルグループ	通年・専担	20. 8. 18.	必要に応じて随時立入(注1)		-
中央三井トラスト・ ホールディングス	通年・専担	20. 8. 18.	必要に応じて随時立入(注1)		-
みずほ フィナンシャルグループ	通年・専担	20. 8. 18.	必要に応じて随時立入(注1)		-
三菱UFJ フィナンシャル・グループ	通年・専担	20. 8. 18.	必要に応じて随時立入(注1)		-
りそなホールディングス	通年・専担	20. 8. 18.	必要に応じて随時立入(注1)		-
ソニーフィナンシャルホールディングス	総 合	20. 8. 18.	20. 9. 1.	20. 10. 17.	20. 12. 12.
ふくおかフィナンシャルグループ	システム統合リスク	20. 8. 19.	20. 9. 10.	20. 10. 17.	20. 11. 17.

(注1)一年を通じて同一の主要行グループ内の金融機関を継続的かつ専担的に検査する通年・専担検査の枠組みの中で、持株会社に対して実施した主な検査実施状況を内訳のとおり表記している。

(注)当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照)

主要行等に対する検査実施状況

【金融庁検査】

(平成21年6月30日現在)

金融機関等名	検査方式	予	告	日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友銀行	通年・専担	20.	8.	18.	必要に応じて随時立入(注1)		-
住友信託銀行	通年・専担	20.	8.	18.	必要に応じて随時立入(注1)		-
中央三井信託銀行	通年・専担	20.	8.	18.	必要に応じて随時立入(注1)		-
みずほ銀行	通年・専担	20.	8.	18.	必要に応じて随時立入(注1)		-
みずほコーポレート銀行	通年・専担	20.	8.	18.	必要に応じて随時立入(注1)		-
みずほ信託銀行	通年・専担	20.	8.	18.	必要に応じて随時立入(注1)		-
三菱東京UFJ銀行	通年・専担	20.	8.	18.	必要に応じて随時立入(注1)		-
三菱UFJ信託銀行	通年・専担	20.	8.	18.	必要に応じて随時立入(注1)		-
りそな銀行	通年・専担	20.	8.	18.	必要に応じて随時立入(注1)		-
野村信託銀行部	分	20.	8.	18.	20. 9. 2.	20. 10. 10.	20. 12. 16.
ジャパンネット銀行部	分	20.	8.	18.	20. 9. 2.	20. 10. 10.	20. 12. 17.
ソニー銀行部	分	20.	8.	18.	20. 9. 1.	20. 10. 10.	20. 12. 2.
ゆうちょ銀行(注2)	システム統合リスク	20.	8.	19.	20. 9. 9.	20. 11. 25.	20. 12. 8.
シティバンク銀行総	合	20.	10.	27.	20. 11. 17.	21. 1. 23.	21. 4. 3.
日本マスタートラスト信託銀行部	分	20.	11.	6.	20. 11. 18.	21. 1. 16.	21. 3. 30.
日本トラスティ・サービス信託銀行部	分	20.	11.	7.	20. 11. 21.	21. 1. 20.	21. 4. 8.
整理回収機構部	分	21.	5.	7.	21. 5. 20.		
日本振興銀行部	分	21.	5.	26.	21. 6. 16.		

(注1)以下において、一年を通じて同一の主要行グループ内の金融機関を継続的かつ専断的に検査する通年・専断検査の枠組みの中で主要行グループの銀行持株会社に対して実施した主な検査実施状況を参考のとおり表記している。

(注2)システム統合リスク検査の一部については、平成20年11月5日に検査結果通知済み。

【参考：主な検査実施状況】

金融機関等名	検査方式	予	告	日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友銀行部	分	20.	10.	31.	20. 11. 20.	21. 2. 3.	21. 4. 28.
三井住友銀行部	分	21.	4.	6.	21. 4. 20.		
住友信託銀行部	分	21.	5.	26.	21. 6. 4.		
中央三井信託銀行部	分	20.	11.	13.	20. 12. 1.	21. 2. 3.	21. 4. 23.
中央三井信託銀行部	分	21.	4.	14.	21. 5. 11.		
みずほ銀行部	分	20.	8.	18.	20. 9. 3.	20. 11. 14.	21. 2. 23.
みずほ銀行部	分	21.	5.	7.	21. 5. 25.		
みずほコーポレート銀行部	分	21.	2.	5.	21. 2. 23.	21. 6. 26.	
みずほ信託銀行部	分	21.	4.	14.	21. 5. 11.		
三菱UFJ信託銀行部	分	20.	10.	28.	20. 11. 18.	21. 1. 21.	21. 4. 1.
三菱UFJ信託銀行部	分	21.	5.	7.	21. 5. 21.	21. 6. 23.	
三菱東京UFJ銀行部	分	21.	2.	5.	21. 2. 23.	21. 6. 23.	
りそな銀行部	分	20.	8.	18.	20. 9. 3.	20. 10. 31.	21. 1. 27.
りそな銀行部	分	21.	4.	6.	21. 4. 20.	21. 6. 29.	

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照)

地方銀行・第二地方銀行に対する検査の実施状況

【金融庁検査：地方銀行】

(平成21年6月30日現在)

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
東北銀行	20. 8. 18.	20. 9. 4.	20. 10. 10.	20. 12. 11.
静岡銀行	20. 8. 18.	20. 9. 4.	20. 10. 17.	21. 1. 14.
スルガ銀行	20. 8. 18.	20. 9. 4.	20. 10. 20.	21. 1. 15.
福岡銀行(注1)	20. 8. 19.	20. 9. 10.	20. 10. 17.	20. 11. 17.
北都銀行	20. 10. 28.	20. 11. 18.	21. 1. 23.	21. 4. 17.
沖縄銀行	21. 1. 22.	21. 2. 6.	21. 3. 19.	21. 5. 25.
伊予銀行	21. 1. 28.	21. 2. 13.	21. 3. 27.	21. 6. 12.
武蔵野銀行	21. 1. 30.	21. 2. 16.	21. 4. 3.	21. 6. 24.
横浜銀行	21. 2. 3.	21. 2. 18.	21. 4. 16.	21. 6. 26.
千葉銀行	21. 2. 16.	21. 3. 9.	21. 5. 12.	

【金融庁検査：第二地方銀行】

(平成21年6月30日現在)

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
富山第一銀行	20. 8. 18.	20. 9. 4.	20. 10. 10.	20. 12. 10.
熊本ファミリー銀行(注2)	20. 8. 19.	20. 9. 10.	20. 10. 17.	20. 11. 17.
福岡中央銀行	20. 10. 24.	20. 11. 13.	20. 12. 19.	21. 3. 6.
長野銀行	20. 10. 27.	20. 11. 14.	21. 1. 9.	21. 4. 3.
栃木銀行	20. 10. 28.	20. 11. 18.	21. 1. 16.	21. 4. 16.
大正銀行	21. 1. 22.	21. 2. 6.	21. 3. 26.	21. 6. 25.

(注1)及び(注2) システム統合リスク検査

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照)

地方銀行・第二地方銀行に対する検査の実施状況

【財務局検査：地方銀行】

(平成21年6月30日現在)

金 融 機 関 等 名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
南 都 銀 行	20. 7. 28.	20. 8. 25.	20. 10. 16.	21. 1. 13.
清 水 銀 行	20. 8. 18.	20. 9. 1.	20. 10. 14.	21. 1. 14.
東 邦 銀 行	20. 10. 10.	20. 10. 29.	20. 12. 5.	21. 3. 3.
但 馬 銀 行	20. 10. 20.	20. 11. 5.	20. 12. 18.	21. 3. 13.
群 馬 銀 行	20. 10. 27.	20. 11. 10.	20. 12. 12.	21. 3. 11.
富 山 銀 行	20. 10. 27.	20. 11. 11.	20. 12. 18.	21. 3. 16.
肥 後 銀 行	20. 11. 5.	20. 11. 19.	21. 1. 16.	21. 4. 9.
阿 波 銀 行	21. 1. 21.	21. 2. 5.	21. 3. 19.	21. 6. 18.
十 八 銀 行	21. 1. 22.	21. 2. 9.	21. 3. 23.	21. 6. 10.
東 京 都 民 銀 行	21. 1. 22.	21. 2. 9.	21. 3. 23.	21. 6. 23.
山 梨 中 央 銀 行	21. 1. 22.	21. 2. 9.	21. 4. 8.	21. 6. 29.
広 島 銀 行	21. 1. 28.	21. 2. 10.	21. 4. 6.	21. 6. 30.
京 都 銀 行	21. 2. 2.	21. 2. 18.	21. 3. 27.	21. 6. 23.
北 海 道 銀 行	21. 4. 13.	21. 5. 12.	21. 6. 19.	
み ち の く 銀 行	21. 4. 13.	21. 5. 11.	21. 6. 18.	
七 十 七 銀 行	21. 4. 13.	21. 5. 11.	21. 6. 22.	
山 形 銀 行	21. 4. 13.	21. 5. 11.	21. 6. 22.	
八 十 二 銀 行	21. 4. 13.	21. 5. 12.	21. 6. 17.	
常 陽 銀 行	21. 4. 13.	21. 5. 12.	21. 6. 19.	
埼 玉 り そ な 銀 行	21. 4. 13.	21. 5. 12.	21. 6. 22.	
琉 球 銀 行	21. 4. 13.	21. 5. 8.	21. 6. 18.	
山 陰 合 同 銀 行	21. 4. 14.	21. 5. 11.	21. 6. 18.	
中 国 銀 行	21. 4. 14.	21. 5. 11.	21. 6. 18.	
筑 邦 銀 行	21. 4. 14.	21. 5. 12.	21. 6. 12.	
近 畿 大 阪 銀 行	21. 4. 15.	21. 5. 11.	21. 6. 19.	
大 分 銀 行	21. 4. 21.	21. 5. 14.	21. 6. 12.	
三 重 銀 行	21. 4. 22.	21. 5. 14.	21. 6. 16.	
大 垣 共 立 銀 行	21. 4. 22.	21. 5. 14.	21. 6. 15.	
北 陸 銀 行	21. 5. 11.	21. 5. 22.	21. 6. 19.	

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
大 東 銀 行	20. 7. 28.	20. 8. 25.	20. 10. 8.	20. 12. 24.
西 京 銀 行	20. 8. 5.	20. 8. 26.	20. 9. 30.	20. 12. 24.
高 知 銀 行	20. 10. 10.	20. 10. 27.	20. 12. 12.	21. 3. 10.
中 京 銀 行	20. 10. 24.	20. 11. 10.	20. 12. 15.	21. 3. 13.
東 京 ス タ ー 銀 行	20. 10. 27.	20. 11. 10.	20. 12. 17.	21. 3. 17.
ト マ ト 銀 行	20. 10. 28.	20. 11. 13.	20. 12. 19.	21. 3. 18.
第 三 銀 行	21. 1. 8.	21. 1. 26.	21. 3. 3.	21. 6. 3.
福 島 銀 行	21. 1. 22.	21. 2. 9.	21. 3. 25.	21. 6. 25.
豊 和 銀 行	21. 1. 28.	21. 2. 16.	21. 4. 14.	21. 6. 25.
も み じ 銀 行	21. 4. 14.	21. 5. 11.	21. 6. 18.	
長 崎 銀 行	21. 4. 14.	21. 5. 12.	21. 6. 12.	
徳 島 銀 行	21. 4. 15.	21. 5. 12.	21. 6. 19.	
関 西 ア ー バ ン 銀 行	21. 4. 15.	21. 5. 11.	21. 6. 24.	
宮 崎 太 陽 銀 行	21. 4. 21.	21. 5. 14.	21. 6. 12.	
東 和 銀 行	21. 5. 25.	21. 6. 8.		

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。
(立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照)

【財務局検査】

(平成21年6月30日現在)

信用金庫名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
大阪厚生信用金庫	20. 7. 28.	20. 8. 25.	20. 9. 26.	20. 12. 3.
羽後信用金庫	20. 7. 29.	20. 8. 25.	20. 9. 26.	20. 12. 19.
秋田ふれあい信用金庫	20. 7. 29.	20. 8. 25.	20. 10. 1.	20. 12. 24.
長浜信用金庫	20. 7. 31.	20. 8. 25.	20. 10. 2.	20. 12. 18.
新湊信用金庫	20. 8. 4.	20. 8. 27.	20. 9. 26.	20. 12. 12.
小浜信用金庫	20. 8. 4.	20. 8. 27.	20. 9. 25.	20. 12. 24.
但陽信用金庫	20. 8. 4.	20. 8. 25.	20. 10. 3.	20. 12. 22.
札幌信用金庫	20. 8. 5.	20. 8. 27.	20. 10. 2.	20. 12. 8.
空知信用金庫	20. 8. 5.	20. 8. 27.	20. 10. 2.	20. 12. 12.
鳥取信用金庫	20. 8. 5.	20. 8. 26.	20. 9. 26.	20. 12. 18.
山口信用金庫	20. 8. 5.	20. 8. 26.	20. 9. 26.	20. 12. 19.
萩信用金庫	20. 8. 5.	20. 8. 26.	20. 9. 25.	20. 12. 19.
高松信用金庫	20. 8. 6.	20. 8. 25.	20. 9. 26.	20. 11. 26.
川之江信用金庫	20. 8. 6.	20. 8. 25.	20. 9. 22.	20. 11. 27.
いちい信用金庫	20. 8. 18.	20. 9. 1.	20. 10. 9.	21. 1. 7.
静岡信用金庫	20. 8. 18.	20. 9. 1.	20. 10. 9.	21. 1. 9.
岐阜信用金庫	20. 8. 18.	20. 9. 1.	20. 10. 23.	21. 1. 23.
大分みらい信用金庫	20. 8. 18.	20. 9. 1.	20. 10. 3.	20. 12. 25.
鹿児島信用金庫	20. 8. 18.	20. 9. 2.	20. 10. 3.	20. 12. 25.
福岡信用金庫	20. 8. 18.	20. 9. 1.	20. 10. 9.	20. 12. 24.
東京信用金庫	20. 8. 19.	20. 9. 2.	20. 10. 20.	20. 12. 16.
しののめ信用金庫	20. 8. 19.	20. 9. 2.	20. 11. 5.	21. 2. 5.
平塚信用金庫	20. 8. 19.	20. 9. 2.	20. 10. 10.	20. 12. 12.
西京信用金庫	20. 8. 20.	20. 9. 3.	20. 10. 15.	21. 1. 14.
昭和信用金庫	20. 8. 20.	20. 9. 3.	20. 10. 10.	20. 12. 5.
西武信用金庫	20. 8. 20.	20. 9. 3.	20. 10. 17.	21. 1. 5.
松本信用金庫	20. 8. 21.	20. 9. 3.	20. 10. 10.	20. 12. 18.
柏崎信用金庫	20. 8. 21.	20. 9. 3.	20. 10. 7.	21. 1. 6.
姫路信用金庫	20. 10. 20.	20. 11. 5.	20. 12. 17.	21. 3. 13.
米子信用金庫	20. 10. 20.	20. 11. 5.	20. 12. 5.	21. 3. 5.
西九州信用金庫	20. 10. 20.	20. 11. 5.	20. 12. 19.	21. 3. 18.
北門信用金庫	20. 10. 23.	20. 11. 10.	20. 12. 9.	21. 3. 5.
ひまわり信用金庫	20. 10. 23.	20. 11. 10.	20. 12. 10.	21. 2. 27.
中日信用金庫	20. 10. 24.	20. 11. 10.	20. 12. 10.	21. 3. 6.
関信用金庫	20. 10. 24.	20. 11. 10.	20. 12. 9.	21. 3. 9.
三重信用金庫	20. 10. 24.	20. 11. 10.	20. 12. 12.	21. 3. 12.
下北信用金庫	20. 10. 27.	20. 11. 17.	20. 12. 18.	21. 3. 3.
新井信用金庫	20. 10. 28.	20. 11. 12.	20. 12. 10.	21. 2. 23.
朝日信用金庫	20. 10. 28.	20. 11. 12.	20. 12. 11.	21. 3. 11.
飯田信用金庫	20. 10. 28.	20. 11. 12.	20. 12. 10.	21. 3. 6.
さがみ信用金庫	20. 10. 28.	20. 11. 12.	20. 12. 11.	21. 3. 5.

信用金庫名	予	告	日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日						
青木信用金庫	20.	10.	29.	20.	11.	13.	20.	12.	15.	21.	3.	10.
川口信用金庫	20.	10.	29.	20.	11.	13.	20.	12.	10.	21.	2.	25.
摂津水都信用金庫	20.	10.	29.	20.	11.	12.	20.	12.	17.	21.	3.	16.
神戸信用金庫	20.	10.	29.	20.	11.	12.	20.	12.	12.	21.	3.	10.
日新信用金庫	20.	10.	29.	20.	11.	12.	20.	12.	12.	21.	3.	3.
奈良中央信用金庫	20.	10.	29.	20.	11.	12.	20.	12.	12.	21.	3.	4.
大分信用金庫	20.	10.	29.	20.	11.	12.	20.	12.	11.	21.	3.	9.
にいかわ信用金庫	20.	10.	30.	20.	11.	17.	20.	12.	11.	21.	3.	5.
コザ信用金庫	20.	10.	30.	20.	11.	14.	20.	12.	15.	21.	2.	25.
都城信用金庫	20.	10.	31.	20.	11.	17.	20.	12.	5.	21.	3.	3.
村上信用金庫	20.	11.	12.	20.	11.	26.	20.	12.	18.	21.	3.	13.
東京東信用金庫	21.	1.	8.	21.	1.	26.	21.	2.	25.	21.	5.	12.
多摩信用金庫	21.	1.	8.	21.	1.	26.	21.	4.	30.	21.	6.	29.
豊川信用金庫	21.	1.	8.	21.	1.	26.	21.	2.	25.	21.	5.	19.
尾西信用金庫	21.	1.	8.	21.	1.	26.	21.	2.	27.	21.	5.	25.
北伊勢上野信用金庫	21.	1.	8.	21.	1.	26.	21.	3.	3.	21.	6.	3.
桑名信用金庫	21.	1.	8.	21.	1.	26.	21.	2.	27.	21.	5.	25.
結城信用金庫	21.	1.	9.	21.	1.	27.	21.	2.	25.	21.	5.	15.
佐野信用金庫	21.	1.	9.	21.	1.	27.	21.	3.	2.	21.	5.	7.
館山信用金庫	21.	1.	9.	21.	1.	27.	21.	2.	24.	21.	5.	21.
永和信用金庫	21.	1.	9.	21.	1.	28.	21.	3.	6.	21.	5.	22.
京都中央信用金庫	21.	1.	9.	21.	1.	28.	21.	3.	10.	21.	5.	21.
播州信用金庫	21.	1.	9.	21.	1.	28.	21.	3.	13.	21.	5.	27.
三浦藤沢信用金庫	21.	1.	13.	21.	1.	28.	21.	6.	22.			
甲府信用金庫	21.	1.	13.	21.	1.	28.	21.	3.	3.	21.	6.	2.
観音寺信用金庫	21.	1.	13.	21.	1.	27.	21.	2.	25.	21.	5.	21.
室蘭信用金庫	21.	1.	14.	21.	1.	28.	21.	2.	27.	21.	5.	25.
北空知信用金庫	21.	1.	14.	21.	1.	28.	21.	2.	25.	21.	5.	22.
須賀川信用金庫	21.	1.	15.	21.	2.	2.	21.	3.	3.	21.	5.	21.
倉吉信用金庫	21.	1.	16.	21.	2.	3.	21.	3.	6.	21.	6.	1.
日本海信用金庫	21.	1.	16.	21.	2.	3.	21.	3.	5.	21.	6.	4.
水島信用金庫	21.	1.	16.	21.	2.	3.	21.	3.	11.	21.	6.	10.
玉島信用金庫	21.	1.	16.	21.	2.	3.	21.	3.	6.	21.	5.	19.
熊本中央信用金庫	21.	1.	28.	21.	2.	12.	21.	3.	12.	21.	6.	8.
敦賀信用金庫	21.	2.	6.	21.	2.	24.	21.	3.	13.	21.	6.	12.
氷見伏木信用金庫	21.	2.	27.	21.	3.	17.	21.	4.	17.			
石動信用金庫	21.	2.	27.	21.	3.	17.	21.	4.	14.			
遠州信用金庫	21.	3.	10.	21.	3.	24.	21.	4.	22.	21.	6.	30.
芝信用金庫	21.	3.	11.	21.	4.	2.	21.	5.	14.			
巢鴨信用金庫	21.	3.	11.	21.	4.	2.	21.	4.	30.	21.	6.	25.
中栄信用金庫	21.	3.	12.	21.	4.	2.	21.	4.	30.	21.	6.	29.
飯能信用金庫	21.	3.	16.	21.	4.	6.	21.	5.	28.			
銚子信用金庫	21.	4.	2.	21.	4.	20.	21.	6.	10.			

【財務局検査】

(平成21年6月30日現在)

信用金庫名	予	告	日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
気仙沼信用金庫	21.	4.	10.	21.	5. 11.	21. 6. 9.
伊達信用金庫	21.	4.	13.	21.	5. 12.	21. 6. 11.
北星信用金庫	21.	4.	13.	21.	5. 12.	21. 6. 11.
しまなみ信用金庫	21.	4.	14.	21.	5. 11.	21. 6. 11.
佐賀信用金庫	21.	4.	14.	21.	5. 12.	21. 6. 9.
大阪信用金庫	21.	4.	15.	21.	5. 11.	21. 6. 19.
尼崎信用金庫	21.	4.	15.	21.	5. 11.	21. 6. 19.
但馬信用金庫	21.	4.	15.	21.	5. 11.	21. 6. 11.
奈良信用金庫	21.	4.	15.	21.	5. 11.	21. 6. 11.
新宮信用金庫	21.	4.	15.	21.	5. 11.	21. 6. 11.
高知信用金庫	21.	4.	15.	21.	5. 12.	21. 6. 11.
鹿兒島相互信用金庫	21.	4.	21.	21.	5. 14.	21. 6. 12.
島田信用金庫	21.	4.	22.	21.	5. 14.	21. 6. 11.
八幡信用金庫	21.	5.	7.	21.	5. 21.	21. 6. 16.
砺波信用金庫	21.	5.	11.	21.	5. 25.	21. 6. 19.
北陸信用金庫	21.	5.	11.	21.	5. 25.	21. 6. 30.
高崎信用金庫	21.	5.	21.	21.	6. 8.	

【財務局検査】

(平成21年6月30日現在)

信用組合名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
大阪協栄信用組合	20. 7. 28.	20. 8. 25.	20. 10. 3.	20. 12. 25.
のぞみ信用組合	20. 7. 28.	20. 8. 25.	20. 9. 30.	20. 12. 25.
山形第一信用組合	20. 7. 29.	20. 8. 25.	20. 9. 30.	20. 12. 18.
山形県医師信用組合	20. 7. 30.	20. 8. 25.	20. 9. 8.	20. 11. 12.
北央信用組合	20. 8. 5.	20. 8. 27.	20. 10. 2.	20. 12. 15.
両備信用組合	20. 8. 5.	20. 8. 26.	20. 9. 25.	20. 12. 24.
福岡県医師信用組合	20. 8. 18.	20. 9. 1.	20. 9. 22.	20. 11. 17.
佐世保中央信用組合	20. 8. 18.	20. 9. 1.	20. 10. 7.	20. 12. 2.
長野県信用組合	20. 8. 20.	20. 9. 3.	20. 10. 8.	20. 12. 19.
東信用組合	20. 8. 20.	20. 9. 3.	20. 10. 6.	20. 11. 27.
あすか信用組合	20. 8. 21.	20. 9. 3.	20. 10. 14.	20. 12. 10.
共立信用組合	20. 8. 21.	20. 9. 3.	20. 10. 10.	20. 12. 15.
協栄信用組合	20. 8. 21.	20. 9. 3.	20. 10. 10.	20. 12. 26.
宮崎県南部信用組合	20. 9. 1.	20. 9. 16.	20. 10. 10.	21. 1. 8.
福泉信用組合	20. 10. 10.	20. 10. 28.	20. 11. 7.	21. 2. 4.
土佐信用組合	20. 10. 10.	20. 10. 23.	20. 11. 13.	21. 1. 30.
信用組合広島商銀	20. 10. 20.	20. 11. 5.	20. 12. 19.	21. 3. 18.
信用組合岡山商銀	20. 10. 20.	20. 11. 5.	20. 12. 4.	21. 3. 3.
福岡県庁信用組合	20. 10. 20.	20. 10. 28.	20. 11. 19.	20. 12. 16.
とびうめ信用組合	20. 10. 20.	20. 11. 5.	20. 12. 17.	21. 3. 10.
札幌中央信用組合	20. 10. 23.	20. 11. 10.	20. 12. 10.	21. 3. 9.
函館商工信用組合	20. 10. 23.	20. 11. 10.	20. 12. 10.	21. 3. 9.
北郡信用組合	20. 10. 23.	20. 11. 10.	20. 12. 9.	21. 2. 26.
五城信用組合	20. 10. 23.	20. 11. 10.	20. 12. 3.	21. 2. 17.
三河信用組合	20. 10. 24.	20. 11. 10.	20. 12. 9.	21. 3. 9.
東浴信用組合	20. 10. 27.	20. 11. 5.	20. 11. 18.	21. 2. 6.
新潟大栄信用組合	20. 10. 28.	20. 11. 12.	20. 12. 9.	21. 3. 4.
東京厚生信用組合	20. 10. 29.	20. 11. 13.	20. 12. 11.	21. 3. 10.
滋賀県信用組合	20. 10. 29.	20. 11. 12.	20. 12. 19.	21. 3. 18.
かみつけ信用組合	20. 10. 30.	20. 11. 19.	21. 2. 20.	21. 5. 20.
石川県医師信用組合	20. 11. 18.	20. 12. 3.	20. 12. 12.	21. 2. 6.
福井県医師信用組合	20. 11. 18.	20. 12. 3.	20. 12. 12.	21. 3. 11.
朝日新聞信用組合	20. 11. 27.	20. 12. 5.	20. 12. 18.	21. 3. 11.
佐賀県医師信用組合	20. 11. 28.	20. 12. 8.	20. 12. 19.	21. 1. 29.
岩手県医師信用組合	21. 1. 8.	21. 1. 26.	21. 2. 3.	21. 3. 30.
文化産業信用組合	21. 1. 8.	21. 1. 26.	21. 3. 6.	21. 5. 14.
奄美信用組合	21. 1. 8.	21. 1. 26.	21. 2. 20.	21. 4. 24.
都留信用組合	21. 1. 9.	21. 1. 27.	21. 3. 26.	21. 6. 25.
大阪貯蓄信用組合	21. 1. 9.	21. 1. 28.	21. 4. 21.	
兵庫県警察信用組合	21. 1. 9.	21. 1. 21.	21. 2. 5.	21. 4. 23.

【財務局検査】

(平成21年6月30日現在)

信用組合名	予 告 日			立 入 検 査 開 始 日			立 入 検 査 終 了 日			検 査 結 果 通 知 日		
神戸市職員信用組合	21.	1.	9.	21.	1.	21.	21.	2.	5.	21.	4.	28.
五泉信用組合	21.	1.	13.	21.	1.	28.	21.	2.	27.	21.	5.	26.
空知商工信用組合	21.	1.	14.	21.	1.	28.	21.	2.	27.	21.	5.	25.
福島県商工信用組合	21.	1.	15.	21.	2.	2.	21.	3.	3.	21.	5.	19.
秋田県信用組合	21.	1.	15.	21.	2.	2.	21.	3.	6.	21.	5.	28.
長崎県医師信用組合	21.	1.	15.	21.	1.	26.	21.	2.	6.	21.	3.	3.
信用組合横浜華銀	21.	2.	9.	21.	2.	25.	21.	3.	24.	21.	6.	4.
相双信用組合	21.	2.	12.	21.	3.	2.	21.	4.	7.	21.	6.	16.
京滋信用組合	21.	2.	18.	21.	3.	2.	21.	4.	3.	21.	6.	16.
兵庫ひまわり信用組合	21.	2.	18.	21.	3.	2.	21.	3.	30.	21.	6.	11.
熊本県医師信用組合	21.	3.	4.	21.	3.	16.	21.	3.	30.	21.	5.	18.
ハナ信用組合	21.	3.	11.	21.	4.	2.	21.	5.	13.	21.	6.	29.
江東信用組合	21.	3.	12.	21.	4.	6.	21.	5.	13.	21.	6.	30.
群馬県信用組合	21.	3.	12.	21.	4.	2.	21.	5.	14.			
愛知県医師信用組合	21.	3.	12.	21.	3.	25.	21.	4.	9.	21.	6.	19.
丸八信用組合	21.	3.	12.	21.	3.	25.	21.	4.	10.	21.	6.	22.
名古屋青果物信用組合	21.	3.	12.	21.	3.	25.	21.	4.	9.	21.	6.	24.
静岡県医師信用組合	21.	3.	12.	21.	3.	25.	21.	4.	10.	21.	6.	24.
岐阜県医師信用組合	21.	3.	12.	21.	3.	25.	21.	4.	9.	21.	6.	24.
警視庁信用組合	21.	3.	16.	21.	3.	25.	21.	4.	14.	21.	6.	25.
石巻商工信用組合	21.	4.	2.	21.	4.	20.	21.	5.	26.			
半原信用組合	21.	4.	2.	21.	4.	20.	21.	6.	5.			
神奈川県歯科医師信用組合	21.	4.	21.	21.	5.	13.	21.	6.	11.			
愛知県中央信用組合	21.	5.	7.	21.	5.	21.	21.	6.	16.			
ミレ信用組合	21.	5.	11.	21.	5.	20.	21.	6.	17.			
中央商銀信用組合	21.	5.	19.	21.	6.	11.						
杜陵信用組合	21.	6.	3.	21.	6.	15.	21.	6.	23.			

(平成21年6月30日現在)

【財務局検査】

労働金庫名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
北 陸 労 働 金 庫	20. 8. 4.	20. 8. 25.	20. 9. 17.	20. 12. 16.
新 潟 県 労 働 金 庫	20. 8. 19.	20. 9. 3.	20. 9. 30.	20. 12. 22.
中 央 労 働 金 庫	20. 10. 27.	20. 11. 10.	20. 12. 12.	21. 3. 12.
九 州 労 働 金 庫	21. 1. 13.	21. 1. 27.	21. 2. 20.	21. 4. 21.

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。
(立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照)

資料18-1-11 信用農業協同組合連合会等に対する検査の実施状況

信用農業協同組合連合会に対する検査の実施状況

【財務局検査】

(平成21年6月30日現在)

連 合 会 名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
福岡県信用農業協同組合連合会	20. 8. 18.	20. 9. 1.	20. 9. 19.	20. 11. 28.
大阪府信用農業協同組合連合会	20. 9. 2.	20. 9. 2.	20. 10. 17.	21. 1. 15.
島根県信用農業協同組合連合会	20. 10. 23.	20. 11. 10.	20. 11. 21.	21. 1. 21.
北海道信用農業協同組合連合会	21. 1. 28.	21. 2. 16.	21. 3. 6.	21. 6. 4.
茨城県信用農業協同組合連合会	21. 5. 21.	21. 6. 8.	21. 6. 23.	
埼玉県信用農業協同組合連合会	21. 5. 21.	21. 6. 8.	21. 6. 22.	

信用漁業協同組合連合会に対する検査の実施状況

【財務局検査】

連 合 会 名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
岩手県信用漁業協同組合連合会	20. 9. 17.	20. 10. 6.	20. 10. 17.	21. 1. 15.
兵庫県信用漁業協同組合連合会	20. 9. 17.	20. 9. 17.	20. 10. 17.	21. 1. 15.
神奈川県信用漁業協同組合連合会	21. 1. 13.	21. 1. 26.	21. 2. 4.	21. 4. 20.

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。
(立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照)

(平成21年6月30日現在)

保険持株会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

保 険 持 株 会 社 名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
ソニーフィナンシャルホールディングス	20. 8. 18.	20. 9. 1.	20. 10. 17.	20. 12. 12.

生命保険会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

生 命 保 険 会 社 名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
ソ ニ ー 生 命	20. 8. 18.	20. 9. 1.	20. 10. 17.	20. 12. 12.
朝 日 生 命	20. 8. 21.	20. 9. 4.	20. 10. 21.	21. 1. 16.
大 和 生 命 (注)	20. 9. 3.	20. 9. 16.	20. 10. 17.	20. 10. 9.
ハ ー ト フ ォ ー ド 生 命	20. 10. 24.	20. 11. 12.	21. 1. 20.	21. 4. 16.
マ ニ ュ ラ イ フ 生 命	20. 10. 27.	20. 11. 13.	20. 12. 15.	21. 3. 5.
三 井 生 命	20. 10. 27.	20. 11. 14.	21. 1. 20.	21. 4. 20.
富 士 生 命	21. 1. 28.	21. 2. 10.	21. 3. 11.	21. 6. 2.
オ リ ッ ク ス 生 命	21. 1. 30.	21. 2. 13.	21. 4. 3.	
明 治 安 田 生 命	21. 3. 3.	21. 3. 23.	21. 6. 23.	
ピ ー シ ー エ ー 生 命	21. 4. 9.	21. 4. 22.	21. 6. 10.	

(注)大和生命の立入検査終了日については、立入検査中止日を記載している。

損害保険会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

損 害 保 険 会 社 名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
ソ ニ ー 損 害	20. 8. 18.	20. 9. 1.	20. 10. 10.	20. 12. 2.
損 害 保 険 ジ ャ パ ン	20. 10. 31.	20. 11. 20.	21. 2. 5.	21. 4. 28.
セ ゾ ン 自 動 車 火 災	20. 10. 31.	20. 11. 20.	21. 1. 16.	21. 3. 23.
富 士 火 災 海 上	21. 1. 26.	21. 2. 10.	21. 3. 19.	21. 6. 17.
大 同 火 災 海 上	21. 1. 30.	21. 2. 17.	21. 3. 19.	21. 6. 12.
朝 日 火 災 海 上	21. 4. 8.	21. 4. 22.	21. 6. 9.	
共 栄 火 災 海 上	21. 4. 16.	21. 5. 12.		
明 治 安 田 損 害	21. 4. 17.	21. 5. 11.	21. 6. 23.	

(注)当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照)

【金融庁検査】

(平成21年6月30日現在)

外 国 金 融 機 関 等 名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
バンコック銀行在日支店	20. 8. 18.	20. 8. 25.	20. 9. 25.	20. 12. 10.
DBS 銀行 東京支店	20. 8. 18.	20. 8. 28.	20. 9. 12.	20. 10. 29.
ブラジル銀行在日支店	-	20. 8. 26.	20. 9. 26.	20. 12. 8.
ドレスナー銀行東京支店	20. 8. 28.	20. 8. 29.	20. 9. 25.	20. 11. 21.
デプファ・バンク・ピーエルシー東京支店	20. 10. 2.	20. 10. 20.	20. 10. 30.	20. 12. 17.
ソシエテ・ジェネラル銀行東京支店	20. 10. 24.	20. 11. 7.	20. 12. 12.	21. 3. 5.
エス・ジー・信託銀行	20. 10. 24.	20. 11. 7.	20. 12. 11.	21. 3. 11.
中国銀行在日支店	20. 10. 24.	20. 11. 7.	20. 12. 15.	21. 2. 27.
ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行東京支店	20. 11. 14.	20. 11. 26.	20. 12. 11.	21. 2. 4.
クレディ・スイス銀行東京支店	21. 1. 22.	21. 2. 3.	21. 3. 27.	
兆豊国際商業銀行在日支店	21. 1. 22.	21. 2. 3.	21. 3. 9.	21. 5. 20.
フィリピン・ナショナル・バンク在日支店	21. 1. 22.	21. 2. 3.	21. 3. 10.	21. 5. 13.
ユービーエス・エイ・ジー在日支店	21. 2. 2.	21. 2. 13.	21. 3. 26.	21. 5. 28.
バンク・オブ・インドア在日支店	21. 2. 12.	21. 2. 24.	21. 4. 7.	21. 6. 25.
ニューヨークメロン銀行東京支店	21. 2. 12.	21. 2. 24.	21. 4. 2.	21. 6. 12.
ロイズ TSB 銀行 東京支店	21. 4. 8.	21. 4. 20.	21. 6. 2.	
メトロポリタン銀行在日支店	21. 4. 16.	21. 5. 11.	21. 6. 8.	
ステート・ストリート信託銀行	21. 4. 17.	21. 5. 12.	21. 6. 15.	
ステート・ストリート銀行東京支店	21. 4. 17.	21. 5. 12.	21. 6. 19.	

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照)

(平成21年6月30日現在)

【金融庁検査】

政策金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
沖縄振興開発金融公庫	20. 8. 18.	20. 9. 3.	20. 10. 10.	20. 12. 22.

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-20を参照)

平成19検査事務年度における検査計画及びその実績

		計画	実績
	銀行	90	97
	信用金庫・信用組合	180	176
	労働金庫、信農・漁連	15	14
預金等受入金融機関計		285	287
保険会社		15	16
	貸金業者	160	156
	前払式証票発行者	165	171
	その他	20	17
その他の金融機関計		345	344

(注) 銀行持株会社は銀行に、保険持株会社は保険会社に含まれている。

(本邦金融機関等)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
T & Dホールディングス	19. 8. 20.	19. 9. 5.	19. 10. 25.	20. 1. 25.
大同生命保険	19. 8. 20.	19. 9. 5.	19. 10. 25.	20. 1. 25.
太陽生命保険	19. 8. 20.	19. 9. 5.	19. 10. 18.	19. 12. 25.
T & Dフィナンシャル生命保険	19. 8. 20.	19. 9. 5.	19. 10. 18.	20. 1. 11.

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
山口フィナンシャルグループ	19. 10. 19.	19. 11. 5.	19. 12. 14.	20. 3. 14.
山口銀行	19. 10. 19.	19. 11. 5.	19. 12. 14.	20. 3. 14.

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
紀陽ホールディングス	19. 10. 22.	19. 11. 5.	19. 12. 21.	20. 3. 19.
紀陽銀行	19. 10. 22.	19. 11. 5.	19. 12. 21.	20. 3. 19.

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
新生銀行	19. 11. 18.	19. 11. 22.	20. 3. 7.	20. 6. 3.
新生信託銀行	19. 11. 18.	19. 11. 22.	20. 3. 7.	20. 6. 3.

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ふくおかフィナンシャルグループ	20. 2. 8.	20. 2. 26.	20. 4. 14.	20. 6. 26.
福岡銀行	20. 2. 8.	20. 2. 26.	20. 4. 14.	20. 6. 26.
親和銀行	20. 2. 8.	20. 2. 26.	20. 4. 14.	20. 6. 25.
熊本ファミリー銀行	20. 2. 8.	20. 2. 26.	20. 4. 14.	20. 6. 26.

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
東京海上ホールディングス	20. 4. 4.	20. 4. 21.	20. 7. 4.	20. 9. 18.
東京海上日動フィナンシャル生命保険	20. 4. 15.	20. 5. 13.	20. 6. 18.	20. 9. 8.
東京海上日動あんしん生命保険	20. 4. 15.	20. 5. 13.	20. 6. 20.	20. 9. 8.
東京海上日動火災保険	20. 4. 4.	20. 4. 21.	20. 7. 4.	20. 9. 18.

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
日本郵政	20. 4. 25.	20. 5. 16.	20. 6. 19.	20. 9. 12.
ゆうちょ銀行	19. 11. 9.	19. 11. 26.	20. 3. 11.	20. 5. 23.
かんぽ生命	20. 2. 5.	20. 2. 20.	20. 5. 16.	20. 7. 30.

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
札幌北洋ホールディングス	20. 5. 7.	20. 5. 22.	20. 6. 25.	20. 7. 23.
北洋銀行	20. 5. 7.	20. 5. 22.	20. 6. 25.	20. 7. 23.
札幌銀行	20. 5. 7.	20. 5. 22.	20. 6. 25.	20. 7. 23.

(外国金融機関等)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ドイツ銀行東京支店	-	19. 10. 29.	20. 2. 20.	20. 5. 13.
ドイツ証券	-	19. 10. 29.	20. 2. 19.	20. 5. 13.

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク ナショナル・アソシエーション東京支店	-	20. 3. 17.	20. 5. 12.	20. 7. 8.
JPモルガン証券	-	20. 3. 17.	20. 5. 12.	20. 7. 8.

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照)

資料18-1-17 通年・専担検査の実施状況

金融機関等名	検査区分/方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友フィナンシャルグループ (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入		-
	総合	19. 11. 9.	19. 11. 27.	20. 4. 28.	20. 7. 24.
三井住友銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入		-
	部分	19. 11. 9.	19. 11. 27.	20. 4. 28.	20. 7. 24.

金融機関等名	検査区分/方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
みずほフィナンシャルグループ (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入		-
	総合	20. 4. 23.	20. 5. 14.	20. 6. 23.	20. 9. 17.
みずほ銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入		-
	部分	19. 11. 9.	19. 11. 20.	20. 1. 18.	20. 3. 26.
みずほコーポレート銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入		-
	部分	20. 1. 28.	20. 2. 13.	20. 4. 14.	20. 7. 1.
みずほ信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入		-
	部分	20. 4. 23.	20. 5. 14.	20. 6. 23.	20. 9. 17.

金融機関等名	検査区分/方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三菱UFJフィナンシャル・グループ (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入		-
	総合	20. 4. 8.	20. 5. 8.	20. 6. 30.	20. 9. 17.
三菱東京UFJ銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入		-
	部分	20. 4. 8.	20. 5. 8.	20. 6. 30.	20. 9. 17.
三菱UFJ信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入		-
	部分	20. 1. 23.	20. 2. 5.	20. 3. 28.	20. 6. 11.

(注)三菱UFJフィナンシャル・グループ及び三菱UFJ銀行に対して、H20.6.13にシステム統合リスクに係る検査結果通知を行った。

金融機関等名	検査区分/方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
りそなホールディングス (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入		-
	総合	20. 1. 28.	20. 2. 6.	20. 3. 27.	20. 5. 21.
りそな銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入		-
	総合	20. 1. 28.	20. 2. 6.	20. 3. 27.	20. 5. 21.

金融機関等名	検査区分／方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
住友信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 部 分	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入		-
		20. 5. 13.	20. 5. 26.	20. 7. 11.	20. 10. 8.

金融機関等名	検査区分／方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
中央三井トラスト・ホールディングス (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 総 合	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入		-
		20. 4. 8.	20. 4. 24.	20. 6. 19.	20. 9. 10.
中央三井信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 部 分	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入		-
		20. 4. 8.	20. 4. 24.	20. 6. 19.	20. 9. 10.

(注1)一年を通じて同一の主要行グループ内の金融機関を継続的かつ専断的に検査する通年・専担検査の枠組みの中で主要行に対して実施した主な検査実施状況を内訳のとおり表記している。

(注2)三菱東京UFJ銀行、みずほコーポレート銀行については、本店の検査実施と併せて海外拠点に対する実態把握を行って

(注)当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照)

資料18-1-18 システム統合リスク検査実施状況

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三菱UFJフィナンシャル・グループ	19. 12. 14.	20. 1. 10.	20. 2. 15.	20. 3. 11.
三菱東京UFJ銀行	19. 12. 14.	20. 1. 10.	20. 2. 15.	20. 3. 11.

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
りそなホールディングス	20. 2. 26.	20. 3. 10.	20. 4. 22.	20. 5. 21.
りそな銀行	20. 2. 26.	20. 3. 10.	20. 4. 22.	20. 5. 21.
近畿大阪銀行	20. 2. 26.	20. 3. 10.	20. 4. 21.	20. 5. 21.

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
札幌北洋ホールディングス	20. 5. 7.	20. 5. 22.	20. 6. 25.	20. 7. 23.
北洋銀行	20. 5. 7.	20. 5. 22.	20. 6. 25.	20. 7. 23.
札幌銀行	20. 5. 7.	20. 5. 22.	20. 6. 25.	20. 7. 23.

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。
(立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照)

I. 銀行等に対する検査の実施状況

銀行持株会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

金融機関等名	検査方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友 フィナンシャルグループ	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入（注1）		—
中央三井トラスト・ ホールディングス	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入（注1）		—
みずほ フィナンシャルグループ	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入（注1）		—
三菱UFJ フィナンシャル・グループ	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入（注1）		—
りそなホールディングス	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入（注1）		—
三菱UFJ フィナンシャル・グループ	システム統合リスク	19. 12. 14.	20. 1. 10.	20. 2. 15.	20. 3. 11.
ふくおかフィナンシャルグループ	総 合	20. 2. 8.	20. 2. 26.	20. 4. 14.	20. 6. 26.
りそなホールディングス	システム統合リスク	20. 2. 26.	20. 3. 10.	20. 4. 22.	20. 5. 21.
日 本 郵 政 部	分	20. 4. 25.	20. 5. 16.	20. 6. 19.	20. 9. 12.
札幌北洋ホールディングス	システム統合リスク	20. 5. 7.	20. 5. 22.	20. 6. 25.	20. 7. 23.

（注1）一年を通じて同一の主要行グループ内の金融機関を継続的かつ専断的に検査する通年・専断検査の枠組みの中で、持株会社に対して実施した主な検査実施状況を内訳のとおり表記している。

【参考：主な検査実施状況】

金融機関等名	検査方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友 フィナンシャルグループ	総 合	19. 11. 9.	19. 11. 27.	20. 4. 28.	20. 7. 24.
中央三井トラスト・ ホールディングス	総 合	20. 4. 8.	20. 4. 24.	20. 6. 19.	20. 9. 10.
みずほ フィナンシャルグループ	総 合	20. 4. 23.	20. 5. 14.	20. 6. 23.	20. 9. 17.
三菱UFJ フィナンシャル・グループ	総 合	20. 4. 8.	20. 5. 8.	20. 6. 30.	20. 9. 17.
りそなホールディングス	総 合	20. 1. 28.	20. 2. 6.	20. 3. 27.	20. 5. 21.

【財務局検査】

金融機関等名	検査方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
山口フィナンシャルグループ	総 合	19. 10. 19.	19. 11. 5.	19. 12. 14.	20. 3. 14.
紀陽ホールディングス	総 合	19. 10. 22.	19. 11. 5.	19. 12. 21.	20. 3. 19.

（注）当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

（立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照）

主要行等に対する検査実施状況

【金融庁検査】

金融機関等名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友銀行	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入(注1)		-
住友信託銀行	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入(注1)		-
中央三井信託銀行	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入(注1)		-
みずほ銀行	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入(注1)		-
みずほコーポレート銀行	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入(注1)		-
みずほ信託銀行	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入(注1)		-
三菱東京UFJ銀行	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入(注1)		-
三菱UFJ信託銀行	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入(注1)		-
りそな銀行	通年・専担	19. 8. 21.	必要に応じて随時立入(注1)		-
セブン銀行	総合	19. 8. 20.	19. 9. 3.	19. 9. 28.	19. 12. 5.
オリックス信託銀行	総合	19. 8. 20.	19. 9. 4.	19. 10. 17.	20. 1. 9.
りそな信託銀行	部	19. 11. 7.	19. 11. 16.	20. 1. 17.	20. 4. 11.
日証金信託銀行	総合	19. 11. 8.	19. 11. 20.	19. 12. 20.	20. 3. 5.
新生銀行	総合	19. 11. 8.	19. 11. 22.	20. 3. 7.	20. 6. 3.
新生信託銀行	部	19. 11. 8.	19. 11. 22.	20. 3. 7.	20. 6. 3.
ゆうちょ銀行	部	19. 11. 9.	19. 11. 26.	20. 3. 11.	20. 5. 23.
三菱東京UFJ銀行	システム統合リスク	19. 12. 14.	20. 1. 10.	20. 2. 15.	20. 3. 11.
りそな銀行	システム統合リスク	20. 2. 26.	20. 3. 10.	20. 4. 22.	20. 5. 21.
あおぞら銀行	部	20. 4. 8.	20. 4. 21.	20. 6. 13.	20. 9. 2.
イーバンク銀行	部	20. 4. 8.	20. 4. 23.	20. 6. 18.	20. 9. 5.
新銀行東京	部	20. 4. 25.	20. 5. 16.	20. 7. 25.	20. 10. 21.

(注1) 以下において、一年を通じて同一の主要行グループ内の金融機関を継続的かつ専断的に検査する通年・専断検査の枠組みの主要行グループの銀行持株会社に対して実施した主な検査実施状況を参考のとおり表記している。

【参考：主な検査実施状況】

金融機関等名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友銀行	部	19. 11. 9.	19. 11. 27.	20. 4. 28.	20. 7. 24.
住友信託銀行	部	20. 5. 13.	20. 5. 26.	20. 7. 11.	20. 10. 8.
中央三井信託銀行	部	20. 4. 8.	20. 4. 24.	20. 6. 19.	20. 9. 10.
みずほ銀行	部	19. 11. 9.	19. 11. 20.	20. 1. 18.	20. 3. 26.
みずほコーポレート銀行	部	20. 1. 28.	20. 2. 13.	20. 4. 14.	20. 7. 1.
みずほ信託銀行	部	20. 4. 23.	20. 5. 14.	20. 6. 23.	20. 9. 17.
三菱UFJ信託銀行	部	20. 1. 23.	20. 2. 5.	20. 3. 28.	20. 6. 11.
三菱東京UFJ銀行	部	20. 4. 8.	20. 5. 8.	20. 6. 30.	(注1)
りそな銀行	部	20. 1. 28.	20. 2. 6.	20. 3. 27.	20. 5. 21.

(注1) 三菱東京UFJ銀行に対して、H20.6.13にシステム統合リスクに係る検査結果通知を行った。

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照)

地方銀行・第二地方銀行に対する検査の実施状況

【金融庁検査：地方銀行】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
十六銀行	19. 8. 20.	19. 9. 5.	19. 10. 23.	20. 1. 18.
西日本シティ銀行	19. 8. 20.	19. 9. 4.	19. 10. 25.	20. 1. 11.
泉州銀行	19. 8. 20.	19. 9. 4.	19. 10. 19.	19. 12. 26.
鹿児島銀行	19. 8. 20.	19. 9. 4.	19. 10. 26.	20. 1. 25.
琉球銀行	19. 8. 20.	19. 9. 5.	19. 10. 23.	20. 1. 23.
第四銀行	19. 11. 6.	19. 11. 20.	20. 1. 25.	20. 4. 14.
滋賀銀行	19. 11. 7.	19. 11. 22.	20. 1. 29.	20. 4. 23.
福岡銀行	20. 2. 8.	20. 2. 26.	20. 4. 14.	20. 6. 26.
親和銀行	20. 2. 8.	20. 2. 26.	20. 4. 14.	20. 6. 25.
荘内銀行	20. 2. 26.	20. 3. 11.	20. 4. 25.	20. 7. 8.
近畿大阪銀行（注1）	20. 2. 26.	20. 3. 10.	20. 4. 21.	20. 5. 21.
宮崎銀行	20. 5. 13.	20. 5. 27.	20. 7. 3.	20. 9. 30.

【金融庁検査：第二地方銀行】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
北日本銀行	19. 8. 20.	19. 9. 4.	19. 10. 17.	19. 12. 11.
茨城銀行	19. 8. 20.	19. 9. 4.	19. 10. 24.	20. 1. 23.
京葉銀行	19. 8. 20.	19. 9. 4.	19. 10. 24.	20. 1. 23.
島根銀行	19. 8. 20.	19. 9. 4.	19. 10. 19.	20. 1. 9.
名古屋銀行	19. 8. 20.	19. 9. 5.	19. 10. 29.	20. 1. 10.
仙台銀行	19. 11. 6.	19. 11. 20.	20. 1. 25.	20. 4. 18.
岐阜銀行	19. 11. 20.	19. 12. 5.	20. 2. 13.	20. 5. 8.
熊本ファミリー銀行	20. 2. 8.	20. 2. 26.	20. 4. 14.	20. 6. 26.
みなと銀行	20. 4. 10.	20. 5. 8.	20. 6. 17.	20. 9. 16.
北洋銀行（注2）	20. 5. 7.	20. 5. 22.	20. 6. 25.	20. 7. 23.
札幌銀行（注2）	20. 5. 7.	20. 5. 22.	20. 6. 25.	20. 7. 23.
大光銀行	20. 5. 13.	20. 5. 26.	20. 6. 30.	20. 9. 26.

（注1）及び（注2）システム統合リスク検査

（注）当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

（立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照）

地方銀行・第二地方銀行に対する検査の実施状況

【財務局検査：地方銀行】

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
池田銀行	19. 7. 31.	19. 8. 22.	19. 10. 15.	19. 12. 27.
四国銀行	19. 10. 10.	19. 10. 25.	19. 12. 11.	20. 3. 11.
山口銀行	19. 10. 19.	19. 11. 5.	19. 12. 14.	20. 3. 14.
紀陽銀行	19. 10. 22.	19. 11. 5.	19. 12. 21.	20. 3. 19.
常陽銀行	19. 11. 12.	19. 11. 27.	20. 1. 25.	20. 4. 25.
秋田銀行	20. 1. 17.	20. 2. 6.	20. 3. 27.	20. 6. 24.
北国銀行	20. 1. 28.	20. 2. 12.	20. 3. 27.	20. 6. 20.
北越銀行	20. 2. 1.	20. 2. 18.	20. 3. 28.	20. 6. 27.
佐賀銀行	20. 2. 4.	20. 2. 19.	20. 3. 28.	20. 6. 24.
岩手銀行	20. 4. 3.	20. 4. 21.	20. 6. 11.	20. 9. 11.
青森銀行	20. 4. 3.	20. 4. 21.	20. 6. 12.	20. 9. 12.
福井銀行	20. 4. 7.	20. 4. 21.	20. 6. 6.	20. 9. 9.
千葉興業銀行	20. 4. 10.	20. 5. 8.	20. 6. 20.	20. 9. 17.
百五銀行	20. 4. 14.	20. 5. 8.	20. 6. 13.	20. 9. 10.

【財務局検査：第二地方銀行】

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
香川銀行	20. 1. 11.	20. 1. 28.	20. 3. 14.	20. 6. 13.
びわこ銀行	20. 1. 11.	20. 1. 28.	20. 3. 11.	20. 6. 6.
東日本銀行	20. 2. 1.	20. 2. 18.	20. 4. 4.	20. 6. 27.
愛媛銀行	20. 4. 2.	20. 4. 17.	20. 6. 12.	20. 9. 4.
沖縄海邦銀行	20. 4. 11.	20. 5. 7.	20. 6. 13.	20. 9. 8.
静岡中央銀行	20. 4. 14.	20. 5. 8.	20. 6. 11.	20. 9. 10.

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照)

II. 信用金庫に対する検査の実施状況

【財務局検査】

信用金庫名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
上越信用金庫	19. 7. 2	19. 7. 23	19. 10. 12	20. 1. 11
福岡ひびき信用金庫	19. 7. 4	19. 7. 24	19. 9. 7	19. 12. 5
熊本第一信用金庫	19. 7. 27	19. 8. 21	19. 9. 20	19. 12. 7
天草信用金庫	19. 7. 27	19. 8. 21	19. 9. 19	19. 12. 6
越前信用金庫	19. 7. 30	19. 8. 20	19. 9. 12	19. 12. 12
富山信用金庫	19. 7. 30	19. 8. 20	19. 9. 13	19. 11. 12
滋賀中央信用金庫	19. 7. 31	19. 8. 22	19. 9. 25	19. 12. 20
大和信用金庫	19. 7. 31	19. 8. 22	19. 9. 21	19. 12. 21
淡路信用金庫	19. 7. 31	19. 8. 22	19. 9. 21	19. 12. 21
枚方信用金庫	19. 7. 31	19. 8. 22	19. 9. 25	19. 12. 21
愛媛信用金庫	19. 8. 1	19. 8. 22	19. 9. 26	19. 12. 5
網走信用金庫	19. 8. 1	19. 8. 27	19. 10. 4	19. 12. 26
花巻信用金庫	19. 8. 2	19. 8. 27	19. 9. 26	19. 12. 20
呉信用金庫	19. 8. 2	19. 8. 23	19. 10. 4	19. 12. 20
秋田信用金庫	19. 8. 2	19. 8. 27	19. 9. 28	19. 12. 19
西中国信用金庫	19. 8. 2	19. 8. 23	19. 10. 3	19. 12. 26
石巻信用金庫	19. 8. 2	19. 8. 27	19. 9. 27	19. 12. 14
島根中央信用金庫	19. 8. 2	19. 8. 23	19. 10. 2	19. 12. 19
東奥信用金庫	19. 8. 2	19. 8. 23	19. 10. 2	19. 12. 25
白河信用金庫	19. 8. 2	19. 8. 27	19. 9. 28	19. 12. 25
備前信用金庫	19. 8. 2	19. 8. 23	19. 9. 28	19. 12. 27
さわやか信用金庫	19. 8. 3	19. 8. 27	19. 10. 16	20. 1. 11
横浜信用金庫	19. 8. 3	19. 8. 27	19. 10. 16	20. 1. 15
上田信用金庫	19. 8. 3	19. 8. 27	19. 10. 11	20. 1. 10
城北信用金庫	19. 8. 3	19. 8. 27	19. 10. 12	20. 1. 10
諏訪信用金庫	19. 8. 3	19. 8. 27	19. 10. 11	20. 1. 8
長野信用金庫	19. 8. 3	19. 8. 27	19. 10. 16	20. 1. 16
伊万里信用金庫	19. 8. 6	19. 8. 27	19. 10. 3	19. 12. 26
大牟田柳川信用金庫	19. 8. 6	19. 8. 27	19. 10. 2	19. 12. 21
磐田信用金庫	19. 8. 16	19. 8. 30	10. 10. 4	19. 12. 20
沼津信用金庫	19. 8. 16	19. 8. 30	10. 10. 4	19. 12. 25
焼津信用金庫	19. 8. 16	19. 8. 30	10. 10. 4	19. 12. 26
西尾信用金庫	19. 8. 16	19. 8. 30	19. 10. 5	19. 12. 10
大垣信用金庫	19. 8. 16	19. 8. 30	19. 10. 9	19. 12. 21
三条信用金庫	19. 9. 4	19. 9. 20	19. 10. 26	20. 1. 24

【財務局検査】

信用金庫名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
金沢信用金庫	19. 9. 25	19. 10. 9	19. 11. 8	20. 2. 6
福井信用金庫	19. 9. 25	19. 10. 9	19. 11. 6	20. 2. 5
大阪商工信用金庫	19. 10. 9	19. 10. 23	19. 12. 6	20. 2. 28
十三信用金庫	19. 10. 9	10. 10. 23	19. 11. 27	20. 2. 26
大福信用金庫	19. 10. 9	19. 10. 24	19. 11. 20	20. 2. 18
東予信用金庫	19. 10. 10	19. 10. 24	19. 11. 22	20. 2. 1
飯塚信用金庫	19. 10. 15	10. 10. 29	19. 11. 28	20. 2. 26
遠賀信用金庫	19. 10. 15	19. 12. 3	19. 12. 3	20. 2. 27
北見信用金庫	19. 10. 17	19. 11. 5	19. 12. 12	20. 3. 11
北海信用金庫	19. 10. 17	19. 11. 5	19. 12. 7	20. 3. 6
足利小山信用金庫	19. 10. 18	19. 11. 1	19. 12. 21	20. 3. 21
加茂信用金庫	19. 10. 18	19. 11. 1	19. 12. 7	20. 3. 4
鶴岡信用金庫	19. 10. 18	19. 11. 5	19. 12. 5	20. 3. 3
東京三協信用金庫	19. 10. 18	19. 11. 1	19. 12. 11	20. 3. 10
十和田信用金庫	19. 10. 18	19. 11. 5	19. 12. 5	20. 2. 28
八戸信用金庫	19. 10. 18	19. 11. 5	19. 12. 5	20. 2. 26
高山信用金庫	19. 10. 22	19. 11. 5	19. 12. 4	20. 3. 3
三島信用金庫	19. 10. 22	19. 11. 5	19. 12. 7	20. 3. 4
静岡信用金庫	19. 10. 22	19. 11. 5	19. 12. 6	20. 3. 5
知多信用金庫	19. 10. 22	19. 11. 5	19. 12. 5	20. 3. 4
豊田信用金庫	19. 10. 22	19. 11. 5	19. 12. 6	20. 3. 5
埼玉縣信用金庫	19. 10. 23	19. 11. 6	19. 12. 19	20. 3. 12
湘南信用金庫	19. 10. 23	19. 11. 6	20. 3. 14	20. 6. 13
城南信用金庫	19. 10. 23	20. 3. 17	20. 3. 27	20. 5. 27
世田谷信用金庫	19. 10. 23	19. 11. 6	19. 12. 21	20. 3. 18
津山信用金庫	19. 10. 23	10. 11. 7	19. 12. 7	20. 3. 7
広島みどり信用金庫	19. 10. 23	19. 11. 7	19. 12. 7	20. 3. 6
江差信用金庫	19. 10. 24	19. 11. 12	19. 12. 20	20. 3. 19
新庄信用金庫	19. 10. 25	19. 11. 12	19. 12. 18	20. 3. 11
高鍋信用金庫	19. 10. 29	19. 11. 12	19. 12. 14	20. 3. 11
佐原信用金庫	10. 10. 31	19. 11. 14	19. 12. 21	20. 3. 19
熊本信用金庫	19. 11. 12	19. 11. 26	19. 12. 21	20. 3. 19
筑後信用金庫	19. 12. 17	20. 1. 21	20. 2. 26	20. 5. 22
掛川信用金庫	19. 12. 18	20. 1. 16	20. 2. 15	20. 5. 12
紀北信用金庫	19. 12. 18	20. 1. 16	20. 2. 14	20. 5. 13

【財務局検査】

信用金庫名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
浜 松 信 用 金 庫	19. 12. 18	20. 1. 16	20. 2. 20	20. 5. 19
富 士 宮 信 用 金 庫	19. 12. 18	20. 1. 16	20. 2. 15	20. 5. 13
碧 海 信 用 金 庫	19. 12. 18	20. 1. 16	20. 2. 20	20. 5. 13
ア イ 才 一 信 用 金 庫	19. 12. 21	20. 1. 21	20. 3. 4	20. 5. 28
新 発 田 信 用 金 庫	19. 12. 21	20. 1. 21	20. 2. 29	20. 5. 9
延 岡 信 用 金 庫	20. 1. 9	20. 1. 23	20. 2. 15	20. 5. 9
渡 島 信 用 金 庫	20. 1. 10	20. 1. 28	20. 6. 2	20. 8. 28
苫 小 牧 信 用 金 庫	20. 1. 10	20. 1. 28	20. 2. 29	20. 5. 26
水 沢 信 用 金 庫	20. 1. 10	20. 1. 28	20. 2. 28	20. 5. 19
米 沢 信 用 金 庫	20. 1. 10	20. 1. 28	20. 2. 27	20. 5. 23
大 阪 市 信 用 金 庫	20. 1. 11	20. 1. 28	20. 3. 7	20. 6. 6
京 都 信 用 金 庫	20. 1. 11	20. 1. 28	20. 4. 11	20. 6. 20
西 兵 庫 信 用 金 庫	20. 1. 11	20. 1. 28	20. 2. 29	20. 5. 23
宮 崎 信 用 金 庫	20. 1. 11	20. 1. 28	20. 3. 3	20. 5. 26
鶴 来 信 用 金 庫	20. 1. 15	20. 1. 29	20. 2. 25	20. 5. 22
旭 川 信 用 金 庫	20. 1. 17	20. 2. 4	20. 3. 11	20. 6. 6
興 産 信 用 金 庫	20. 1. 17	20. 1. 31	20. 4. 8	20. 6. 27
千 葉 信 用 金 庫	20. 1. 17	20. 1. 31	20. 3. 19	20. 6. 18
東 京 シ テ イ 信 用 金 庫	20. 1. 17	20. 1. 31	20. 3. 18	20. 6. 9
栃 木 信 用 金 庫	20. 1. 17	20. 1. 31	20. 4. 11	20. 6. 13
盛 岡 信 用 金 庫	20. 1. 17	20. 2. 4	20. 3. 5	20. 5. 29
亀 有 信 用 金 庫	20. 2. 1	20. 2. 18	20. 3. 25	20. 6. 25
高 岡 信 用 金 庫	20. 2. 4	20. 2. 19	20. 3. 17	20. 6. 17
中 兵 庫 信 用 金 庫	20. 2. 14	20. 2. 27	20. 3. 27	20. 6. 20
岩 国 信 用 金 庫	20. 4. 10	20. 5. 8	20. 6. 6	20. 9. 3
鹿 沼 相 互 信 用 金 庫	20. 4. 10	20. 5. 8	20. 6. 17	20. 9. 12
館 林 信 用 金 庫	20. 4. 10	20. 5. 8	20. 6. 16	20. 9. 16
東 栄 信 用 金 庫	20. 4. 10	20. 5. 8	20. 6. 17	20. 9. 16
日 生 信 用 金 庫	20. 4. 10	20. 5. 8	20. 6. 6	20. 9. 3
足 立 成 和 信 用 金 庫	20. 4. 11	20. 5. 8	20. 6. 16	20. 9. 16
目 黒 信 用 金 庫	20. 4. 11	20. 5. 8	20. 6. 13	20. 9. 11
唐 津 信 用 金 庫	20. 4. 14	20. 5. 8	20. 6. 9	20. 9. 4
帯 広 信 用 金 庫	20. 4. 15	20. 5. 12	20. 6. 16	20. 9. 10
京 都 北 都 信 用 金 庫	20. 4. 16	20. 5. 12	20. 6. 18	20. 8. 29
湖 東 信 用 金 庫	20. 4. 16	20. 5. 12	20. 6. 16	20. 9. 11
兵 庫 信 用 金 庫	20. 4. 16	20. 5. 12	20. 6. 17	20. 9. 8
南 郷 信 用 金 庫	20. 4. 21	20. 5. 19	20. 6. 13	20. 9. 9

【財務局検査】

信用金庫名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
日高信用金庫	20. 4. 30	20. 5. 19	20. 6. 20	20. 9. 17
武生信用金庫	20. 5. 7	20. 5. 21	20. 6. 18	20. 9. 1
愛知信用金庫	20. 5. 7	20. 5. 21	20. 6. 19	20. 9. 9
東春信用金庫	20. 5. 7	20. 5. 21	20. 6. 19	20. 9. 9

Ⅲ. 信用組合に対する検査の実施状況

【財務局検査】

信用組合名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
鹿児島県信用組合	19. 7. 27	19. 8. 21	19. 12. 3	20. 3. 3
大阪府警察信用組合	19. 7. 31	19. 8. 22	19. 9. 14	19. 12. 12
大同信用組合	19. 7. 31	19. 8. 22	19. 9. 21	19. 12. 20
十勝信用組合	19. 8. 1	19. 8. 27	19. 11. 6	20. 2. 5
香川県信用組合	19. 8. 1	19. 8. 22	19. 9. 25	19. 12. 3
山梨県民信用組合	19. 8. 3	19. 8. 27	19. 12. 7	20. 3. 7
銚子商工信用組合	19. 8. 3	19. 8. 27	19. 10. 5	19. 12. 19
東京証券信用組合	19. 8. 3	19. 8. 27	19. 10. 3	19. 12. 21
那須信用組合	19. 8. 3	19. 8. 27	19. 12. 19	20. 3. 19
滋賀県民信用組合	19. 10. 9	19. 10. 23	19. 11. 19	20. 2. 19
長崎三菱信用組合	19. 10. 15	19. 10. 29	19. 12. 5	20. 2. 27
三條信用組合	19. 10. 23	19. 11. 6	19. 12. 18	20. 3. 18
新潟県信用組合	19. 10. 23	19. 11. 6	19. 12. 14	20. 3. 11
山口県信用組合	19. 10. 23	19. 11. 7	19. 12. 7	20. 3. 7
古川信用組合	19. 10. 25	19. 11. 12	19. 12. 18	20. 3. 12
熊本県信用組合	19. 11. 1	19. 11. 15	19. 12. 19	20. 3. 17
金沢中央信用組合	19. 11. 13	19. 11. 28	19. 12. 18	20. 3. 12
富山県信用組合	19. 11. 16	19. 12. 3	19. 12. 25	20. 3. 25
真岡信用組合	19. 11. 21	19. 12. 6	20. 1. 22	20. 4. 18
大阪府医師信用組合	19. 12. 10	20. 1. 9	20. 2. 6	20. 4. 23
兵庫県医療信用組合	19. 12. 10	20. 1. 9	20. 2. 4	20. 4. 25
毎日信用組合	19. 12. 10	20. 1. 9	20. 2. 4	20. 5. 1
呉市職員信用組合	19. 12. 14	20. 1. 15	20. 2. 1	20. 4. 23
佐賀東信用組合	20. 1. 10	20. 1. 28	20. 3. 5	20. 6. 4
笠岡信用組合	20. 1. 11	20. 1. 28	20. 2. 29	20. 5. 21
島根益田信用組合	20. 1. 11	20. 1. 28	20. 2. 28	20. 5. 28
備後信用組合	20. 1. 11	20. 1. 28	20. 2. 28	20. 5. 23
興栄信用組合	20. 1. 17	20. 1. 31	20. 3. 7	20. 6. 6
第一勸業信用組合	20. 1. 17	20. 1. 31	20. 3. 7	20. 5. 22
山形庶民信用組合	20. 1. 17	20. 2. 4	20. 3. 5	20. 5. 23
神奈川県医師信用組合	20. 2. 1	20. 2. 18	20. 3. 18	20. 6. 11
巻信用組合	20. 2. 1	20. 2. 18	20. 3. 27	20. 6. 26
京滋信用組合	20. 2. 14	20. 2. 27	20. 3. 27	20. 6. 18
兵庫ひまわり信用組合	20. 2. 14	20. 2. 27	20. 3. 27	20. 6. 20
下関市職員信用組合	20. 2. 19	20. 3. 4	20. 3. 26	20. 6. 10

【財務局検査】

信用組合名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
鹿児島県医師信用組合	20. 2. 25	20. 3. 10	20. 3. 28	20. 6. 24
愛知県医療信用組合	20. 3. 3	20. 3. 17	20. 4. 10	20. 6. 19
三重県職員信用組合	20. 3. 3	20. 3. 17	20. 4. 11	20. 6. 23
飛騨信用組合	20. 3. 3	20. 3. 17	20. 7. 11	20. 10. 10
群馬県医師信用組合	20. 3. 18	20. 4. 3	20. 4. 24	20. 6. 24
新潟鉄道信用組合	20. 3. 18	20. 4. 3	20. 4. 25	20. 6. 30
糸魚川信用組合	20. 4. 10	20. 5. 12	20. 7. 15	20. 10. 14
広島県信用組合	20. 4. 10	20. 5. 8	20. 6. 6	20. 9. 3
広島市信用組合	20. 4. 10	20. 5. 8	20. 6. 6	20. 9. 2
塩沢信用組合	20. 4. 11	20. 5. 8	20. 6. 17	20. 9. 17
大東京信用組合	20. 4. 11	20. 5. 8	20. 6. 18	20. 9. 17
熊谷商工信用組合	20. 4. 14	20. 5. 12	20. 6. 16	20. 9. 16
佐賀西信用組合	20. 4. 14	20. 5. 8	20. 6. 6	20. 8. 20
全東栄信用組合	20. 4. 14	20. 5. 12	20. 6. 18	20. 9. 11
ハナ信用組合	20. 4. 14	20. 5. 12	20. 7. 15	20. 10. 14
福岡県南部信用組合	20. 4. 14	20. 5. 8	20. 6. 10	20. 8. 26
小田原第一信用組合	20. 4. 15	20. 5. 12	20. 6. 11	20. 9. 10
釧路信用組合	20. 4. 15	20. 5. 12	20. 7. 10	20. 10. 3
仙北信用組合	20. 4. 15	20. 5. 12	20. 6. 13	20. 9. 11
山形中央信用組合	20. 4. 15	20. 5. 12	20. 6. 11	20. 9. 8
近畿産業信用組合	20. 4. 16	20. 5. 12	20. 6. 20	20. 9. 19
成協信用組合	20. 4. 16	20. 5. 12	20. 6. 13	20. 9. 11
ミレ信用組合	20. 4. 16	20. 5. 12	20. 6. 12	20. 9. 12
和歌山県医師信用組合	20. 4. 16	20. 5. 12	20. 6. 6	20. 9. 2
大分県信用組合	20. 4. 21	20. 5. 14	20. 6. 13	20. 9. 5
九州幸銀信用組合	20. 4. 21	20. 5. 14	20. 6. 13	20. 9. 10
富山県医師信用組合	20. 5. 7	20. 5. 21	20. 6. 3	20. 8. 15
豊橋商工信用組合	20. 5. 7	20. 5. 21	20. 7. 30	20. 10. 27
甲子信用組合	20. 5. 15	20. 5. 28	20. 6. 13	20. 8. 20
埼玉県医師信用組合	20. 5. 15	20. 5. 28	20. 6. 17	20. 9. 3

IV. 労働金庫に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

信用金庫名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
労働金庫連合会	19. 8. 20	19. 9. 4	19. 10. 10	19. 12. 25

【財務局検査】

労働金庫名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
北海道労働金庫	19. 8. 1	19. 8. 27	19. 9. 28	19. 12. 25
近畿労働金庫	19. 10. 29	19. 11. 12	19. 12. 14	20. 3. 12
中国労働金庫	20. 1. 11	20. 1. 28	20. 2. 29	20. 5. 28
四国労働金庫	20. 5. 8	20. 5. 21	20. 6. 13	20. 9. 2
沖縄県労働金庫	20. 1. 7	20. 1. 24	20. 2. 20	20. 5. 20

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照)

V. 信用農業協同組合連合会等に対する検査の実施状況

農林中央金庫に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

連 合 会 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
農 林 中 央 金 庫	19. 10. 18	19. 10. 29	19. 12. 10	20. 3. 3

信用農業協同組合連合会に対する検査の実施状況

【財務局検査】

連 合 会 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
東京都信用農業協同組合連合会	19. 8. 20	19. 9. 4	19. 9. 21	19. 12. 21
山梨県信用農業協同組合連合会	19. 12. 18	20. 1. 15	20. 3. 13	20. 6. 2
兵庫県信用農業協同組合連合会	19. 10. 16	19. 11. 5	19. 11. 22	20. 2. 21
宮崎県信用農業協同組合連合会	20. 1. 16	20. 2. 18	20. 2. 29	20. 4. 14

信用漁業協同組合連合会に対する検査の実施状況

【財務局検査】

連 合 会 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
富山県信用漁業協同組合連合会	19. 8. 22	19. 9. 4	19. 9. 14	19. 11. 30
長崎県信用漁業協同組合連合会	19. 8. 28	19. 9. 10	19. 9. 21	19. 12. 20
高知県信用漁業協同組合連合会	20. 2. 19	20. 3. 3	20. 3. 14	20. 6. 10

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。
(立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照)

VI. 保険会社等に対する検査の実施状況

保険持株会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

保 険 持 株 会 社 名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
T & D ホールディングス	19. 8. 20.	19. 9. 5.	19. 10. 25.	20. 1. 25.
東京海上ホールディングス	20. 4. 4.	20. 4. 21.	20. 7. 4.	20. 9. 18.
日 本 郵 政	20. 4. 25.	20. 5. 16.	20. 6. 19.	20. 9. 12.

生命保険会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

生 命 保 険 会 社 名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
大 同 生 命	19. 8. 20.	19. 9. 5.	19. 10. 25.	20. 1. 25.
太 陽 生 命	19. 8. 20.	19. 9. 5.	19. 10. 18.	19. 12. 25.
T & D フィナンシャル生命	19. 8. 20.	19. 9. 5.	19. 10. 18.	20. 1. 11.
富 国 生 命	19. 10. 30.	19. 11. 16.	20. 1. 18.	20. 4. 3.
マスミューチュアル生命	19. 11. 9.	19. 11. 26.	20. 1. 17.	20. 4. 3.
日 本 興 亜 生 命	20. 2. 5.	20. 2. 20.	20. 3. 27.	20. 6. 19.
か ん ぽ 生 命	20. 2. 5.	20. 2. 20.	20. 5. 16.	20. 7. 30.
東京海上日動フィナンシャル生命	20. 4. 15.	20. 5. 13.	20. 6. 18.	20. 9. 8.
東京海上日動あんしん生命	20. 4. 15.	20. 5. 13.	20. 6. 20.	20. 9. 8.

損害保険会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

損 害 保 険 会 社 名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
日 立 キ ャ ピ タ ル 損 害	19. 8. 20.	19. 9. 5.	19. 10. 17.	19. 12. 14.
ニ ッ セ イ 同 和 損 害	19. 11. 8.	19. 11. 22.	20. 1. 24.	20. 4. 24.
日 本 興 亜 損 害	20. 2. 5.	20. 2. 20.	20. 4. 4.	20. 6. 18.
東 京 海 上 日 動 火 災	20. 4. 4.	20. 4. 21.	20. 7. 4.	20. 9. 18.

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。
 （立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照）

Ⅶ. 外国銀行支店等に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

外国金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
バイエリッシェ・ヒポ・フェラインス銀行東京支店	-	19. 8. 29.	19. 10. 9.	20. 1. 9.
中国工商银行東京支店	-	19. 8. 29.	19. 9. 27.	19. 12. 21.
ユニテッド・オーバーシーズ銀行東京支店	-	19. 8. 29.	19. 9. 21.	19. 11. 30.
カナダロイヤル銀行東京支店	-	19. 8. 29.	19. 9. 21.	19. 11. 30.
新韓銀行東京支店、大阪支店、福岡支店	-	19. 10. 23.	19. 11. 30.	20. 2. 29.
インターザ・サンパオロ・エッセ・ピー・ア東京支店	-	19. 10. 23.	19. 11. 13.	20. 2. 13.
ドイツ銀行東京支店	-	19. 10. 29.	20. 2. 20.	20. 5. 13.
ドイツ証券	-	19. 10. 29.	20. 2. 19.	20. 5. 13.
中国信託商業銀行東京支店	-	19. 10. 29.	19. 11. 27.	20. 2. 25.
マスマチュアル生命	19. 11. 9.	19. 11. 26.	20. 1. 17.	20. 4. 3.
韓国産業銀行東京支店	-	20. 1. 10.	20. 2. 6.	20. 4. 21.
国民銀行東京支店	-	20. 1. 15.	20. 2. 4.	20. 4. 21.
バンコ・イタウ・エッセ・アー東京支店	-	20. 1. 15.	20. 2. 4.	20. 4. 21.
台湾銀行東京支店	20. 2. 25.	20. 2. 28.	20. 3. 19.	20. 6. 12.
彰化商業銀行東京支店	20. 2. 25.	20. 2. 28.	20. 3. 19.	20. 5. 29.
ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション東京支店	-	20. 3. 17.	20. 5. 12.	20. 7. 8.
JPモルガン証券	-	20. 3. 17.	20. 5. 12.	20. 7. 8.
第一商業銀行東京支店	20. 4. 3.	20. 4. 8.	20. 5. 13.	20. 7. 29.
ハナ銀行東京支店	20. 4. 15.	20. 4. 22.	20. 5. 23.	20. 7. 29.
韓国外換銀行東京支店、大阪支店	-	20. 5. 20.	20. 6. 27.	20. 9. 25.
中小企業銀行東京支店	20. 5. 22.	20. 5. 27.	20. 6. 18.	20. 9. 5.
オーバーシー・チャイニーズ銀行東京支店	20. 5. 22.	20. 5. 27.	20. 6. 13.	20. 8. 19.
オーストラリア・コモンウェルス銀行東京支店	20. 6. 2.	20. 6. 5.	20. 6. 26.	20. 9. 16.

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照)

VIII. 政策金融機関等に対する検査実施状況

【金融庁検査】

政策金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
住宅金融支援機構	19. 11. 20.	19. 12. 3.	20. 1. 25.	20. 3. 28.
商工組合中央金庫	20. 4. 2.	20. 4. 21.	20. 6. 20.	20. 9. 4.
日本政策投資銀行	20. 5. 13.	20. 5. 26.	20. 7. 4.	20. 9. 19.

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料18-1-20を参照)

検査対象	対象数	検査の根拠法令
銀行持株会社	13	銀行法第52条の32
都市銀行等	7	銀行法第25条
信託銀行	20	銀行法第25条及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条
地方銀行	65	銀行法第25条
第二地方銀行	44	銀行法第25条
信用金庫	279	信用金庫法第89条
労働金庫	14	労働金庫法第94条
信用協同組合	163	協同組合による金融事業に関する法律第6条
保険持株会社	8	保険業法第271条の28
生命保険会社	42	保険業法第129条
損害保険会社	30	保険業法第201条
信用農業協同組合連合会	36	農業協同組合法第94条
信用漁業協同組合連合会	29	水産業協同組合法第123条

(注1) 対象数については、平成21年3月31日現在。

(注2) 都市銀行等とは、都市銀行および旧長期信用銀行（現 新生銀行、あおぞら銀行）である。

(注3) 地方銀行については、埼玉りそな銀行を含む。

(注4) 信用金庫については、信金中央金庫を含む。

(注5) 労働金庫については、労働金庫連合会を含む。

(注6) 信用協同組合については、全国信用協同組合連合会を含む。

主要行における自己査定と検査結果との格差について

金融庁（金融監督庁）は、平成 12 年以降、金融検査マニュアルに基づく検査を実施しているが、12 年度以降の主要行における自己査定と検査結果との格差については以下のとおり。

なお、乖離率については貸出金分類額及び償却・引当額等の水準とあわせて見る必要がある。

1. 貸出金分類額の乖離率 （単位：億円、%、行）

検査 事務年度	検査実施行 (主要行数)	自己査定 (a)	当局検査 (b)	乖離額 (c)=(b)-(a)	乖離率及びその分布			
					(c)/(a)	50%以上	25~50%	25%未満
12 年度	8(15)	157,632	216,335	58,703	37.2	3	4	1
13 年度	10(12)	285,869	358,567	72,698	25.4	1	3	6
14 年度	11(11)	370,807	399,089	28,282	7.6	0	2	9
15 年度	11(11)	335,507	353,946	18,439	5.5	0	0	11
16 年度	7(11)	205,109	230,272	25,163	12.3	0	1	6
17 年度	9(9)	138,359	156,617	18,258	13.2	1	2	6
18 年度	6(9)	101,021	131,858	30,837	30.5	1	1	4
19 年度	6(9)	93,357	104,138	10,781	11.5	1	0	5
20 年度	6(9)	123,048	137,027	13,979	11.4	1	0	5

2. 償却・引当額の乖離率 （単位：億円、%、行）

検査 事務年度	検査実施行 (主要行数)	自己査定 (a)	当局検査 (b)	乖離額 (c)=(b)-(a)	乖離率及びその分布			
					(c)/(a)	50%以上	25~50%	25%未満
12 年度	8(15)	49,748	64,786	15,038	30.2	1	4	3
13 年度	10(12)	80,490	121,048	40,558	50.4	6	1	3
14 年度	11(11)	118,256	130,555	12,299	10.4	0	0	11
15 年度	11(11)	112,114	126,720	14,606	13.0	0	3	8
16 年度	7(11)	84,974	100,116	15,142	17.8	1	1	5
17 年度	9(9)	60,483	67,196	6,713	11.1	1	1	7
18 年度	6(9)	37,963	44,188	6,225	16.4	0	2	4
19 年度	6(9)	24,654	25,786	1,132	4.6	0	0	6
20 年度	6(9)	34,293	36,047	1,754	5.1	0	1	5

(注)

1. 各検査事務年度における対象決算（中間決算）期は、以下のとおり。
 - ・ 12 検査事務年度：平成 12 年 3 月期、12 年 9 月期、13 年 3 月期のいずれか。
 - ・ 13 検査事務年度：平成 13 年 3 月期、13 年 9 月期、14 年 3 月期のいずれか。
 - ・ 14 検査事務年度：平成 14 年 3 月期、14 年 9 月期、15 年 3 月期のいずれか。
 - ・ 15 検査事務年度：平成 15 年 3 月期、15 年 9 月期、16 年 3 月期のいずれか。
 - ・ 16 検査事務年度：平成 16 年 3 月期、16 年 9 月期のいずれか。
 - ・ 17 検査事務年度：平成 17 年 3 月期、17 年 9 月期、18 年 3 月期のいずれか。
 - ・ 18 検査事務年度：平成 18 年 9 月期、19 年 3 月期のいずれか。
 - ・ 19 検査事務年度：平成 19 年 9 月期、20 年 3 月期のいずれか。
 - ・ 20 検査事務年度：平成 20 年 3 月期、20 年 9 月期のいずれか。

2. 貸出金分類額とは、Ⅱ分類（回収に通常の度合いを超える危険を含む部分）、Ⅲ分類（回収に重大な懸念のある部分）及びⅣ分類（回収が不可能と判断される部分）の合計額を示す。償却・引当額は、総与信額ベースであり、対象決算期における直接償却額と貸倒引当金の合計額である。

本件についての問い合わせ先 金融庁 TEL03-3506-6000 検査局審査課
--

ベター・レギュレーションに向けた取組み(アクションプラン I)

1. 取組みの恒久化・方針の明確化

- ① 検査マニュアルの前文に五原則を明記(8月8日改定・公表)
- ② 20検査事務年度の「検査基本方針」への盛り込み(8月19日策定・公表)

2. 検査官による自主点検等、推進母体の構築

- ① 19事務年度の反省と今後の改善についての検査官会議(庁・各財務局)
- ② ベター・レギュレーション推進PTの設置(点検、評価、立案、指導)

3. 実践状況の確認・評価

- ① 中間報告会・検査報告会の運用改善
- ② オンサイト・オフサイト検査モニター(引続き全件実施)
- ③ クロスモニター(財務局実施の検査について本庁がモニターを実施)
- ④ 優秀な検査の表彰等(庁・各財務局)
- ⑤ 人事(昇給・昇格等)への反映(本庁、財務局)

4. 検査現場への支援

- ① バックオフィスの事前分析・着眼指示事項の充実
(局内に分析室を設置。リスク分析参事官室(監督局)と連携)
- ② 検査の進行把握・指導(地銀検査班に対する巡回指導など)
- ③ 検査ツールの整備
 - ・ 評価基準(特にBとCの区別)
 - ・ 規模・特性に応じた小規模金融機関の市場リスク管理・統合的リスク管理チェックリストの作成
- ④ 指摘事例集・評価事例集の充実(19検査事務年度版を公表(7月4日))
- ⑤ 優良検査事例の取りまとめ・研修実施
- ⑥ 本庁検査官の要望事項のたな卸し・支援

5. 検査の枠組みの改善(含・受検金融機関の負担軽減)

- ① Examiner in Charge に対応した主要行班の編成・検査運営(主任検査官の複数年担当制)
- ② 財務局における Examiner in Charge の設置の検討
(目線統一、情報集積、コア人材育成、中長期的人材育成)(注)地銀に対する複数年担当者制度)
- ③ 職域・業域信組、小規模外資の簡易検査
- ④ 保険検査の改善
- ⑤ 検査結果通知の改善
- ⑥ 事前提出資料の見直し(資料項目数の3割削減、原則電子媒体による提出)

6. 人材の充実等

- ① システム専門家の採用(現在18人:30人体制を目標)
- ② 市場リスクの専門家の採用(現在29人:プラス20人体制を目標)
- ③ 公認会計士の採用
- ④ 弁護士の採用
- ⑤ 外部の専門研修の受講(システム、リスク管理など)

7. 財務局との連携・支援

- ① 財務局の要望事項のたな卸し・支援
- ② 財務局実施の地域銀行検査について本庁分析資料の還元
- ③ 質問への迅速な回答・回答事例の全財務局への還元
- ④ 検査ツールの整備(再掲)
 - ・ 評価基準(特にBとCの区別)
 - ・ 規模・特性に応じた小規模金融機関の市場リスク管理・統合的リスク管理チェックリストの作成
- ⑤ 指摘事例集・評価事例集の充実(再掲)
- ⑥ 検査応援(システム専門家等)
- ⑦ クロス検査(OJT)
 - ・ 本庁主任を財務局に併任発令し、財務局検査班の主任として検査を実施
 - ・ 財務局中堅職員を本庁に併任発令し、主要行検査に参加
- ⑧ 共同研修等
 - ・ 市ヶ谷夏季研修への全員参加
 - ・ 研修教材の多様化・高度化(内製化)
- ⑨ トレーニー受入れ拡大(システム、市場リスク)
- ⑩ 検査監理官会議・理財部長会議・財務局長会議でのBRに関する討議
(動機付け強化、イニシアティブ、人事等)

8. 金融業界・中小企業経営者との対話・意見交換

- ① ブロック別意見交換会(特に、信金・信組/含む実務レベル)
- ② 地域銀行への訪問(リスクフォーカス、フォワードルッキング～情報収集)
- ③ 「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」説明会の実施、中小金融に係る情報収集
(年間200箇所(目標))

金融検査におけるベター・レギュレーションに向けた取組み(アクションプランⅡ)

1 ベター・レギュレーションの取組みの実践・強化

- (1) 重要な問題に焦点をあてる検査 (マニュアル5原則の(1)及び(2))
 - ① 主任検査官と経営陣との早期対話、双方向の議論の充実(継続)
 - ② Examiner in Charge に対応した主要行班の編成・検査運営(モニタリング頻度の向上、監督部局との連携、総合・部分検査とテーマ別横串検査の併用、EiC のスタッフの充実)(継続・強化)
 - ③ 財務局版 Examiner in Charge の設置の検討(財務局版 EiC 通じた情報集積機能の強化、監督部局・本庁との連携、コア人材の育成)(継続・強化)
 - ④ 地方銀行の部分検査の推進(継続)
 - ⑤ 職域・業域信組、小規模外資に対する簡易検査の推進・省力化(継続)
 - ⑥ 中間報告の運用改善・充実(継続・強化)
- (2) 金融機関の自主的な経営改善につながる検査(マニュアル5原則の(3)及び(4))
 - ① 検査通知内容伝達の明確化(リスクカテゴリーとしての重要度、改善の方向性の明示)(継続・強化)
 - ② 評価制度のあり方について検討 (B・C 目線の一層の明確化、動態的評価の加重、規模・特性を考慮した尺度等)(新規)
 - ③ 優れた取組事例の情報提供(新規)
- (3) 納得感の高い検査 (マニュアル5原則の(5))
 - ① オンサイト・オフサイト検査モニターの全件実施(含むクロスモニター)(継続)
 - ② 意見申出制度の拡充(外部専門委員の増員(10名)、意見申出期限の延長(2週間以内))(新規)
- (4) ベター・レギュレーション推進のヘッドクォーター、外部評価の強化
 - ① 財務局長会議・理財部長会議・検査監理官会議での BR に関する討議・周知徹底(継続)
 - ② 外部有識者によるベター・レギュレーション実施状況評価委員会(仮称)の設置の検討(新規)

2 金融機関等との対話の充実・情報発信の強化

- ① 指摘事例集・評定事例集の充実(「中小企業に対する金融の円滑化」の独立カテゴリー化、事例数の充実・年2回の公表)(継続・強化)
- ② 地域銀行への訪問・トップヒアリング(リスクフォーカス、フォーワードルッキング～経営上の課題の把握)(継続・強化)
- ③ 財務局と金融業界団体とのネットワークの充実・意見交換会の実施(特に信金・信組や実務レベル)(継続・強化)
- ④ 外資系金融業界団体との意見交換会の実施(定例化について検討)(継続)
- ⑤ 公認会計士協会・4大監査法人との意見交換会の実施(定例化について検討)(継続)
- ⑥ 中小企業経営者等に対する「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」説明会の実施(継続)
- ⑦ 商工会議所・商工会を通じた検査実施情報の発信、貸し渋り・貸し剥がし情報等の収集強化(継続)

3 検査力の向上～第2ステップの中心的課題

- (1) 事前分析の充実・強化
 - ① バックオフィスの事前分析・着眼指示事項の充実(主要行海外拠点、保険、外資)(継続・強化)
 - ② 財務局実施の地銀検査について本庁分析資料の還元(継続・強化)
 - ③ 保険・外資の定期的ヒアリング(監督局と連携)の検討等(新規)
 - ④ システムリスク検査指導室の強化(システム統合等の情報収集・多年度検査計画の策定)(新規)
- (2) 検査ノウハウのデータベース化(情報蓄積・共有・活用・研修素材)(2012 年稼働の新システムに向けた措置、それまでの暫定措置の検討)(新規)

(3) 新しい検査手法・検査体制の構築

- ① 中小企業金融の円滑化に関する検証手法の充実(新規)
- ② 貸出条件緩和債権に関する検証手法の充実(新規)
- ③ 小規模金融機関の市場リスク管理・統合的リスク管理の情報分析手法の整備・充実(継続・強化)
- ④ 専門検査班による横断的な検査の実施の検討(特定のテーマにターゲットを絞った横断的検査の実施について検討・実施(主として主要行))(新規)
- ⑤ プリンシプルベース検査等についての検討(新規)
- ⑥ 保険検査マニュアル、信託検査マニュアルの改定等についての検討(新規)
- ⑦ 海外における規制見直し等を踏まえた検査のあり方について検討(新規)

(4) 検査指導の充実・強化

- ① 検査応援・クロス検査(継続)

(5) 監督部局・関係機関との連携の強化

- ① 監督局との連携(検査局企画・情報分析室と監督局リスク分析参事官室との連携の強化(リスク評価の共同実施、カレッジ対象機関の情報収集・共有等)(新規)
- ② 証券取引等監視委員会との連携(検査協力(金融コングロマリット・国内大手証券会社等)のあり方等について、証券取引等監視委員会と協議・実施)(新規)
- ③ 日本銀行との連携(継続)
- ④ 海外当局との連携・強化(海外当局(FRB、OCC、UKFSA、HKMA 等)とのチャンネルの充実、海外拠点への検査官の出張派遣・海外駐在員の活用等を通じた海外当局との連携等)(新規)

4 人材の育成・充実～第2ステップの中心的課題

(1) 実践的研修の強化

- ① 優秀検査事例のとりまとめ・研修等を通じた周知(継続)
- ② 指摘事例をベースとした実践的な研修(事例研修)の拡充(継続)
- ③ 保険部門、外資部門の研修の強化(新規)
- ④ 証券取引等監視委員会との合同研修の検討(新規)
- ⑤ 外部の専門研修の受講(システム、リスク管理等)、教養講話(継続・強化)
- ⑥ 金融庁・財務局の共同研修の実施(継続・強化)
- ⑦ 財務局からのトレーニー受入れ拡大(システム、市場リスク)(継続)
- ⑧ 研修教材の多様化・高度化、内製化、簡素化・統合化(継続・強化)

(2) 人材の確保・強化

- ① 貸出担当検査官の育成(新規)
- ② 保険検査、外資検査強化のための人材育成・人員の配置(民間保険会社経験者・海外での金融業務経験者の採用等)(新規)
- ③ 人事配置・ローテーションの長期化(長期的視野にたったキャリアパスの検討、ローテーションの長期化、専門家の積極的な登用等)(継続・強化)
- ④ 専門人材の確保(システム・市場リスクの専門家、アクチュアリー、弁護士、会計士等)(継続)
- ⑤ 証券取引等監視委員会等との人事交流(新規)

(3) 人材の適切な評価、モチベーションの向上

- ① 優秀な検査の表彰・周知、人事考課への反映(継続・強化)
- ② ベター・レギュレーションの実践度を踏まえた人事評価・配置への反映(継続・強化)

金融検査評価結果の分布状況について

金融検査評価制度については、平成 19 年 4 月以降本格施行(主要行以外の金融機関は平成 20 年 1 月以降)されているところですが、今般、評価結果の分布状況を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

1. 対象金融機関

平成 19 年 4 月から平成 20 年 6 月末までに検査を開始し(注 1)、評価を実施した金融機関 314 先(総評価項目数 2,901 項目)。

(注 1)平成 19 年 4 月から平成 20 年 6 月までに予告(無予告の場合は立入を開始)。

2. 業態別の分布状況(各評価項目数/各業態の全評価項目数)

業態	A評価	B評価	C評価以下
全業態 314 先(2,901 項目)	1. 6%	72. 2%	26. 2%
主要行等 17 先	2. 7%	62. 7%	34. 5%
外国銀行支店 24 先	4. 8%	81. 0%	14. 3%
地域銀行 54 先	2. 5%	68. 5%	29. 0%
協同組織金融機関 219 先	1. 1%	73. 2%	25. 7%

(注 2)四捨五入の関係から、「A評価」、「B評価」、「C評価以下」の和が 100%とならない場合がある。「3. 評価項目別の分布状況」についても同様。

3. 評価項目別の分布状況(各評価項目数/各態勢の全評価項目数)

評価項目(注 3)	A評価	B評価	C評価以下
全評価項目 2,901 項目	1. 6%	72. 2%	26. 2%
経営管理(ガバナンス)態勢	1. 0%	80. 3%	18. 7%
法令等遵守態勢	0. 3%	50. 2%	49. 5%
顧客保護等管理態勢	0. 3%	64. 2%	35. 5%
統合的リスク管理態勢	1. 4%	78. 8%	19. 8%
自己資本管理態勢	4. 0%	86. 7%	9. 4%
信用リスク管理態勢	1. 0%	68. 6%	30. 3%
資産査定管理態勢	0. 7%	76. 0%	23. 3%
市場リスク管理態勢	2. 1%	74. 4%	23. 5%
流動性リスク管理態勢	5. 1%	92. 4%	2. 5%
オペレーショナル・リスク管理態勢	—	55. 2%	44. 8%

(注 3)平成 19 年 4 月より、金融検査マニュアルの改訂に伴い、評価項目数(9 項目から 10 項目)及び評価項目の構成を変更。

(参考)前回公表「[金融検査評価結果の分布状況について](#)」(平成 19 年 12 月 11 日)

以上

オフサイト検査モニターの集計結果について

概 要

- ◇ 金融庁では、「金融検査に関する基本指針」の適切な運用の確保及び検査マニュアルの機械的・画一的な運用を防止する等の観点から検査モニターを実施し、検査業務の参考としております。
- ◇ 検査モニターには、検査局や財務局の各幹部が検査先の金融機関へ赴き、検査の実施状況などについて直接ご意見を伺うオンサイト検査モニターと、検査終了後アンケートに回答をいただくオフサイト検査モニターの2方式があります。
今般、平成 20 検査事務年度に実施した検査に関するオフサイト検査モニターのアンケート結果を取りまとめましたので、公表いたします。

アンケート要領

- ◇ アンケートは、以下の2種類について、「1(妥当)」「2(概ね妥当)」「3(あまり妥当でない)」及び「4(妥当ではない)」の4肢択一方式で回答していただくものです。
 - <アンケート式①> 検査執行状況等に関する事項
 - <アンケート式②> 検査結果通知に関する事項
- ◇ 対象先、回収率
 - <アンケート式①>
 - 対象先: 232 先 (20 年 7 月以降 21 年 5 月末日までの間に立入検査を終了した先)
 - 回収率: 76.1% (177 先)
 - <アンケート式②>
 - 対象先: 181 先 (20 年 7 月以降 21 年 5 月末日までの間に検査結果を通知した先)
 - 回収率: 80.1% (144 先)

アンケート結果(総括)

アンケート結果(別紙参照)は、全体として「1」、「2」とする回答が、それぞれ 68%、27.4%寄せられています。

昨年の公表時と比較して、「1」と「2」を合わせた回答率は、大きな変化はないものの若干ながら上昇しております。(一昨年 93.4%、昨年 95.2%、今回 95.4%)

アンケート項目ごとの状況

アンケート結果を項目別にみると、全25項目のうち21項目で、「1」と「2」を合わせた回答率が90%を超えています。また「マニュアル別冊(中小企業融資編)に基づいた検証」や「検査官の態度」などの項目については、昨年と比較し、「3」と「4」を合わせた回答率が減少しています(注)。

(注)「3」と「4」を合わせた回答率

「マニュアル別冊(中小企業融資編)に基づいた検証」	昨年 3.0%、今回 0.5%
「検査官の態度」	昨年 4.8%、今回 1.6%

これらは、研修等を通じて中小企業向け融資の検査手法を徹底したこと、主任検査官に各検査官の指導を徹底させ、きめ細かい管理を行うように指導したことなどが反映されたものであると思われます。

一方で、「3」と「4」を合わせた回答率が3%を超えている項目も認められます。これらについて、付記された意見の内容と併せて、金融庁としての考え方や対応をご紹介します。

◇ 「検査の時期」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 11.1%

金融機関から、検査の時期が自己査定実施時期や決算期などの繁忙期と重なり負担感が大きい、特に、小規模金融機関から、業務執行へ影響するなどの意見がありました。

「3」と「4」を合わせた回答率は昨年(13.8%)より減少していますが、これらの意見に対しては、地域銀行等に対する部分検査及び職域・業域信用組合、小規模外資系金融機関に対する簡易検査を一層積極的に導入するなど、金融機関の負担軽減に配慮していきたいと考えております。一方で、検査の必要性や、現状の人員体制などの問題もあって、当方の対応にも限界があることもご理解頂きたいと思えます。

◇ 「執務時間の考慮」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 5.2%

特に小規模金融機関から、検査官の退出時刻が遅いという意見がありました。

この意見に対しては、金融機関の負担への配慮という視点に立ち、今後とも研修等の機会を通じ、主任検査官をはじめ各検査官に対する指導を繰り返し徹底して参ります。

◇ 「提出期限の設定に当たっての配慮」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 4.2%

特に小規模金融機関から、資料の提出期限が短く事務負担を感じたという意見がありました。

この意見に対しては、金融機関の規模特性を勘案するなど、今後とも研修等の機会を通じ検査官に対する指導に努めて参ります。

◇ 「検査を実施する上での知識」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 3.7%

金融機関から、経験の少ない検査官の検査手法等に苦言が寄せられました。

この意見につきましては、実践的研修の強化や人材育成など、継続して検査官の資質の向上に努めて参ります。

自由記載欄(金融検査評定制度について)

「金融検査評定制度」に関しては、「自主的改善に向けた動機付けとして評価できる制度である」、「自行の弱点が明確になった」という意見や、「評定結果の分布状況を継続して開示してほしい」、「指摘事例集を充実してほしい」などの要望も寄せられました。

これらの意見に応えるため、金融検査評定結果の分布状況については、昨事務年度はC評価以下の公表のみでしたが、今事務年度はA評価、B評価の分布状況も公表しました。また、本年7月に公表した「金融検査指摘事例集」は、紹介事例の充実を図るとともに、昨事務年度に引続き、レベル感を比較できるように、評定結果について、A評価事例を紹介しているほか、B評価を3類型に分けて紹介しました。

アンケート式②結果(検査結果通知書について)

全体(検査結果通知の内容及び当該通知書の交付までの期間)として、「1」と「2」を合わせた回答は99.7%となっており、「1」とする回答は80%を占めております。したがって、当該項目については適当であったものと考えております。

「検査モニター」について

◇ オンサイト検査モニターについては、平成19検査事務年度より原則全件実施しました。今後とも金融機関との率直な意思疎通を図るため対話を充実していきたいと考えております。また、財務局検査の実施状況などについて、金融庁本庁の幹部が直接ご意見を伺うクロスモニターも充実する予定です。

検査局では、検査モニター等において寄せられた種々のご意見を踏まえ、一層適切な検査の実施に努めて参ります。各金融機関におかれましては、今後とも検査モニターについてのご理解とご協力をお願いいたします。

(以 上)

お問い合わせ先
金融庁検査局総務課監理係
Tel:03-3506-6000(内線 2773、2533)

オフサイト検査モニター集計結果
(アンケート式①)

別紙

(単位:件数、%)

区分	アンケート項目	回答内容	全業態	
検査運営	1 準備期間	1 妥当なものであった	129	67.9
		2 概ね妥当なものであった	55	28.9
		3 あまり妥当なものではなかった	4	2.1
		4 妥当なものではなかった	1	0.5
		5 未回答	1	0.5
	2 検査期間	1 妥当なものであった	117	61.6
		2 概ね妥当なものであった	68	35.8
		3 あまり妥当なものではなかった	5	2.6
		4 妥当なものではなかった	-	-
		5 未回答	-	-
	3 検査の時期	1 適切なものであった	95	50.0
		2 概ね適切なものであった	74	38.9
		3 あまり適切なものではなかった	19	10.0
		4 適切なものではなかった	2	1.1
		5 未回答	-	-
	4 執務時間の考慮	1 考慮されたものであった	115	60.5
		2 概ね考慮されたものであった	65	34.2
		3 あまり考慮されていないかった	9	4.7
		4 考慮されていないかった	1	0.5
		5 未回答	-	-
	5 検査官人員数	1 適当なものであった	152	80.0
		2 概ね適当なものであった	35	18.4
		3 あまり適当なものでなかった	2	1.1
		4 適当なものではなかった	-	-
		5 未回答	1	0.5
6 検査の検証の範囲	1 適当なものであった	152	80.0	
	2 概ね適当なものであった	37	19.5	
	3 あまり適当なものでなかった	-	-	
	4 適当なものではなかった	-	-	
	5 未回答	1	0.5	
小計	1	760	66.7	
	2	334	29.3	
	3	39	3.4	
	4	4	0.4	
	5	3	0.3	
検査重要事項等	7 重要事項等の説明	1 十分理解できた	168	88.4
		2 概ね理解できた	22	11.6
		3 一部で分かりにくいところもあった	-	-
		4 分かりにくかった	-	-
		5 未回答	-	-
資料の提出	8 資料の提出方法 (既存資料の活用等)	1 十分活用された	111	58.4
		2 概ね活用された	78	41.1
		3 一部で活用されなかった	1	0.5
		4 活用されなかった	-	-
		5 未回答	-	-
	9 提出期限の設定に当たっての 事務負担への配慮	1 十分配慮したものであった	85	44.7
		2 概ね配慮したものであった	97	51.1
		3 一部で配慮されなかった	8	4.2
		4 配慮されなかった	-	-
		5 未回答	-	-
	10 資料の作成範囲	1 検査内容に応じたものであった	116	61.1
		2 概ね検査内容に応じたものであった	73	38.4
3 一部で検査内容に応じたものではなかった		1	0.5	
4 検査内容に応じたものではなかった		-	-	
5 未回答		-	-	
小計	1	312	54.7	
	2	248	43.5	
	3	10	1.8	
	4	-	-	
	5	-	-	
実地調査	11 資料の提出を求める際の承諾	1 必ず承諾を得ていた	168	88.4
		2 概ね承諾を得ていた	9	4.7
		3 一部承諾を得ていなかった	-	-
		4 承諾を得ていなかった	-	-
		5 未回答	13	6.8
	12 業務に関係ないものに係る閲覧等	1 業務に関係ないものについての閲覧等は一切求められなかった	173	91.1
		2 概ね業務に関係ないもの閲覧等は求められなかった	6	3.2
		3 一部で業務に関係ないもの閲覧等を求められた	-	-
		4 業務に関係ないもの閲覧等を求められた	-	-
		5 未回答	11	5.8
	13 責任者等の立会い	1 必ず立会いの下で行われた	167	87.9
		2 概ね立会いの下で行われた	7	3.7
		3 一部立会いの下で行われなかった	-	-
4 立会いは行われなかった		-	-	
5 未回答		16	8.4	
小計	1	508	89.1	
	2	22	3.9	
	3	-	-	
	4	-	-	
	5	40	7.0	

オフサイト検査モニター集計結果 (アンケート式①)

別 紙

(単位:件数、%)

区分	アンケート項目	回答内容	全業態	
検査の執行状況等	14 内部監査を前提とした検査の実施	1 行なわれた	128	67.4
		2 概ね行なわれた	55	28.9
		3 あまり行なわれなかった	4	2.1
		4 行なわれなかった	-	-
		5 未回答	3	1.6
	15 検査マニュアルの機械的・画一的な運用	1 実態を踏まえ、柔軟に対応していた	118	62.1
		2 概ね実態を踏まえた対応であった	68	35.8
		3 一部で機械的・画一的な運用が認められた	4	2.1
		4 機械的・画一的な運用であった	-	-
		5 未回答	-	-
	16 マニュアル別冊(中小企業融資編)に基づいた検証	1 別冊に沿った検証であった	105	55.3
		2 概ね別冊に沿った検証であった	49	25.8
		3 一部で別冊が活用されないところもあった	1	0.5
		4 別冊は活用されなかった	-	-
		5 未回答	35	18.4
	17 根拠等の提示	1 十分根拠等が示された	105	55.3
		2 概ね根拠等が示された	82	43.2
		3 一部で根拠等が示されないところもあった	3	1.6
		4 根拠等は示されなかった	-	-
		5 未回答	-	-
	18 検証にあたっての双方の議論	1 十分議論が行われた	132	69.5
		2 概ね議論が行われた	55	28.9
		3 一部で議論が行われなかったところもあった	3	1.6
		4 議論は行われなかった	-	-
		5 未回答	-	-
19 前回検査との比較	1 同一の目線で検査が実施されていた	95	50.0	
	2 概ね同一の目線で検査が実施された	84	44.2	
	3 一部、合理的でない目線の違いが認められた	3	1.6	
	4 全く異なる目線で検査が実施されていた	1	0.5	
	5 未回答	7	3.7	
20 検査官の態度	1 常に穏健冷静な態度であった	133	70.0	
	2 概ね穏健冷静な態度であった	54	28.4	
	3 一部で穏健冷静な態度ではなかった	3	1.6	
	4 穏健冷静な態度ではなかった	-	-	
	5 未回答	-	-	
21 検査を実施する上での知識	1 十分有していた	104	54.7	
	2 概ね有していた	78	41.1	
	3 一部で有していなかった	7	3.7	
	4 有していなかった	-	-	
	5 未回答	1	0.5	
小計	1	920	60.5	
	2	525	34.5	
	3	28	1.8	
	4	1	0.1	
	5	46	3.0	
エグジットミーティング	22 金融機関側の認識の一致及び相違の確認	1 十分確認できた	156	82.1
		2 概ね確認できた	33	17.4
		3 一部で確認できないところもあった	1	0.5
		4 確認できなかった	-	-
		5 未回答	-	-
オンサイトモニター	23 実施時期	1 適当な時期であった	132	69.5
		2 概ね適当な時期であった	30	15.8
		3 あまり適当な時期でなかった	3	1.6
		4 適当な時期ではなかった	-	-
		5 未回答	25	13.2
	24 オンサイトモニターの実施について	1 全件実施すべきである	145	76.3
		2 金融機関の希望により実施すべきである	36	18.9
		3 実施すべきではない	-	-
		4 未回答	9	4.7
		5 未回答	-	-
小計	1	277	72.9	
	2	66	17.4	
	3	3	0.8	
	4	-	-	
	5	34	8.9	
金融検査評価制度	25 評価結果及びそれに至る過程など全体的な印象について	1 十分納得のいくものであった	94	49.5
		2 概ね納得のいくものであった	60	31.6
		3 一部で納得のいかないところもあった	3	1.6
		4 納得のいかないものであった	-	-
		5 未回答	33	17.4
面談の希望	32 オフサイトモニターの内容について当局幹部との面談希望	1 希望する	-	-
		2 希望しない	188	98.9
		5 未回答	2	1.1
合 計	1	3,101	68.0	
	2	1,250	27.4	
	3	81	1.8	
	4	5	0.1	
	5	123	2.7	
オフサイト検査モニター(アンケート式①)回収状況		回答金融機関数(a)	178	
		立入検査終了先(b)	234	
		回収率(%)=(a)/(b)×100	76.1%	

意見申出実績

① 申出数(機関数ベース)

(平成21年6月末現在)

	銀行	協同組織 金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
11～17 事務年度	16	8	2	3	2	31
18 事務年度	3	0	0	2	0	5
19 事務年度	1	1	0	0	0	2
20 事務年度	0	0	0	0	0	0
計	20	9	2	5	2	38

(注1) 事務年度は7月～翌年6月(検査実施日ベースで計上)

(注2) その他: 前払式証券発行者・抵当証券業者・信用保証協会・火災共済協同組合・証券会社・政策金融機関等

② 申出事案数

申出項目	申出事案数			
	11～20 事務年度合計	18 事務年度	19 事務年度	20 事務年度
法令等遵守態勢	32	21	1	0
資産査定管理態勢	291	7	7	0
自己査定	238	5	7	0
うち債務者(債権)区分	170	1	5	0
うち不動産担保評価	29	0	1	0
償却・引当	53	2	1	0
会計関係(査定、償却除く)	20	2	0	0
その他(評定含む)	12	0	3	0
合計	355	30	11	0
(うち金融機関意見採用)	(159)	(16)	(4)	(0)

※ 金融機関意見採用約 45%

(注) 取下げ分を含む

金融検査指摘事例集（平成20検査事務年度）

はじめに

金融検査指摘事例集は、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるとともに、金融機関の自己責任原則に基づく内部管理態勢の強化等を促す観点などから作成・公表しているものである。

金融庁検査局では、検査マニュアルの前文に掲載された5項目

- ①重要なリスクに焦点を当てた検証（「リスク・フォーカス、フォワード・ルッキング」アプローチ）
- ②問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明
- ③問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の検証
- ④指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化
- ⑤検証結果に対する真の理解（「納得感」）

に基づき、平成20検査事務年度（20年7月～21年6月）検査基本方針において、現下の情勢等を踏まえ、検査重点事項として、

- ①各種貸出・金融商品の実態に応じた適切なリスク管理態勢の構築
- ②国際的に業務展開する金融機関の管理態勢の整備
- ③顧客保護の推進・利用者利便の向上への対応
- ④円滑な中小企業・地域金融に向けた対応

を掲げ、検査を行ってきた。

今検査事務年度版の作成に当たっては、上記方針を踏まえ、20検査事務年度（20年7月～21年6月）に検査が終了（検査結果通知）した事例を基に作成している。

今検査事務年度版の特徴は以下のとおりである。

- ① 「金融検査におけるベター・レギュレーションに向けた取組み（アクションプランⅡ）」に掲げる「金融機関等との対話の充実・情報発信の強化」を継続するため、紹介事例数の充実に図っている（注1）。
- ② ベター・レギュレーションを推進し、金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けた動機付けの観点から、前検査事務年度版に引き続き、今検査事務年度版でも、「A評定」事例を紹介しているほか、B評定について、レベル感を比較できるよう「Aに近いB」・「平均的なB」・「Cに近いB」と3類型に分けて（注2）紹介している。
- ③ 金融機関には、適切かつ積極的なリスクテイクを行うとともに、適切なリスク管理態勢を整備することを通じて、地域における金融仲介機能を積極的に発揮していくことが強く期待されていることに鑑み、検査基本方針において、「円滑な中小企業・地域金融に向けた対応」を検査重点事項とし、今検査事務年度は検査運営を行ってきたことから、「円滑な中小企業・地域金融に向けた対応」については、多数の指摘事例が認められている。このため、こうした事例をできる限り多数公表することは、他の金融機関においても参考となり、自律的な態勢強化等に資すると考えられることから、独立カテゴリーとして事例を掲載し、充実に図っている。

- i. 新たに、「中小企業等に対する円滑な資金供給に向けた取組」に関し「評価できる事例」8事例及び「問題が認められる事例」5事例を紹介
- ii. 新たに、いわゆる「貸し渋り・貸し剥がし」の防止への取組に関し「問題が認められる事例」6事例を紹介
- iii. 融資謝絶態勢に問題がある場合には、いわゆる「貸し渋り・貸し剥がし」につながりかねない事象を惹起するおそれがあり、顧客説明管理態勢のみならず、いわゆる「貸し渋り・貸し剥がし」の防止への取組の観点からも検証していることから、態勢に問題がある11事例を抜粋・再掲
- iv. 前検査事務年度版に引き続き、「事業再生等に向けた取組」に関し「評価できる事例」8事例（前検査事務年度版7事例）を紹介するとともに、新たに、「問題が認められる事例」2事例を紹介

なお、金融検査指摘事例集においては、金融機関の規模・特性により指摘事例の傾向が異なることを踏まえ、預金等受入金融機関について、事例毎に「主要行等及び外国銀行支店」「地域銀行」「信用金庫及び信用組合」の3つのカテゴリーを、保険会社については、「生命保険会社」「損害保険会社」の2つのカテゴリーを示している。ただし、金融機関の自主的・持続的な経営改善に結びつけるためには、これらのカテゴリーにとらわれずに参照することが有益である（金融機関の規模・特性によって指摘振りや評価が異なることはあっても、指摘されないというものではない）。

また、評定事例については、同じ事象が生じている場合でも、経営に与える影響の違いなどから、指摘振りや評価が異なることがあることに留意が必要である。

(注1) 掲載事例数は、評定事例69事例（前検査事務年度版65事例）、指摘事例364事例（前検査事務年度版341事例）と前検査事務年度版に比べ増加している。

(注2) B評定の類型は、B評定の中のレベル感を分かり易くするために付したものであり、評定段階を変更したものではない。

※ 詳細については、以下のURLを参照（金融庁ウェブサイトに掲載）。
(<http://www.fsa.go.jp/news/21/20090703-6.html>)

金融庁検査局と財務省財務（支）局・証券取引等監視委員会との関係

